

令和 5 年

国見町議会会議録

第 4 回 定例会

令和 5 年 6 月 27 日開会

令和 5 年 7 月 7 日閉会

国見町議会

令和5年第4回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月27日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
臨時議長の紹介	5
臨時議長の挨拶	5
開会の宣告	5
開議の宣告	5
仮議席の指定	5
選挙第2号 議長選挙	6
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
町長挨拶	8
選挙第3号 副議長選挙	8
常任委員の選任について	9
常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について	10
議会運営委員の選任について	10
議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について	11
議会運営委員会の所掌事務調査について	11
選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙	12
選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙	12
選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙	13
選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙	14
散会の宣告	15

第2号（6月28日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
諸般の報告	19
陳情の付託	19
議案の上程（報告第3号～議案第40号）	19
町長提案理由の説明	20
散会の宣告	27

第3号（6月30日）

議事日程	29
出席議員	30
欠席議員	30
遅参及び早退議員	30
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	30
本会議に出席した事務局職員	30
開議の宣告	31
諸般の報告	31
報告第3号 継続費の報告について	31
報告第4号 繰越明許費の報告について	31
報告第5号 事故繰越しの報告について	31
報告第6号 町が出資している法人の経営状況について	32
報告第7号 町が出資している法人の経営状況について	32
議案第36号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第37号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	34
議案第38号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例	36
議案第39号 動産の取得について	37

議案第40号	令和5年度国見町一般会計補正予算(第3号)	38
委員長報告		
陳情第2号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて	39
陳情第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について	39
追加日程の議決		
町長提案理由の説明(同意第2号～同意第10号)		
同意第2号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	41
同意第3号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	41
同意第4号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	41
同意第5号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	42
同意第6号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	42
同意第7号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	43
同意第8号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	43
同意第9号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	43
同意第10号	監査委員の任命につき同意を求めることについて	44
発議第4号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	44
発議第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書	45
議員の派遣について		
常任委員会の所管事務調査について		
散会の宣告		

第4号(7月7日)

議事日程	47
出席議員	48
欠席議員	48
遅参及び早退議員	48
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	48
本会議に出席した事務局職員	48
開議の宣告	49
一般質問	49
8番 山崎健吉君	49
①保育料の全ての世帯での完全無償化について	
②高齢者と若年層の健康について	

7番 宍戸武志君	61
①当町における危機管理とコンプライアンスの遵守について	
12番 松浦常雄君	70
①「くにみ学園構想」について	
5番 蒲倉 孝君	78
①官民共創コンソーシアムについて	
②くにみ学園構想について	
③国見農業振興地域整備計画について	
10番 小林聖治君	84
①ふるさと納税について	
②企業版ふるさと納税により取得した高規格救急自動車について	
③新型コロナ対策について	
3番 佐藤 孝君	90
①高規格救急自動車研究開発等事業について	
町長挨拶	108
閉議及び閉会の宣告	108

国見町告示第29号

令和5年第4回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月20日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和5年6月27日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤 孝君
4番 （欠番）	5番 蒲倉 孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番 （欠番）
10番 小林聖治君	11番 佐藤定男君	12番 渡辺勝弘君
13番 松浦常雄君		

・ 不応招議員（1名）

14番 浅野富男君

第 1 目

令和5年第4回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月27日（火曜日）午前10時開議

（臨時議長編成分）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第2号 議長選挙

（議長編成分）

- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期決定
- 第 6 町長あいさつ
- 第 7 選挙第3号 副議長選挙
- 第 8 常任委員の選任について
- 第 9 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第10 議会運営委員の選任について
- 第11 議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第12 議会運営委員会の所掌事務調査について
- 第13 選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙
- 第14 選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙
- 第15 選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙
- 第16 選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 佐藤定男君	12番 渡辺勝弘君
13番 松浦常雄君		

・欠席議員（1名）

14番 浅野富男君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	佐藤温史君
福祉課長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局長	阿部善徳君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	安藤充輝君
教育総務課長	大勝晴美君	教育施設課長	中條伸喜君
生涯学習課長	小野笑子君	監査委員 事務局長	実沢隆之君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	渋谷康弘君	書記	榊英則君
書記	八島章君	書記	木村恒夫君
書記	石澤廣君		

◇臨時議長の紹介

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会事務局長の澁谷です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまの出席議員中、松浦常雄議員が年長議員でございます。ここに松浦常雄議員をご紹介します。

◇ ◇ ◇

◇臨時議長の挨拶

臨時議長（松浦常雄君） ただいま紹介されました松浦常雄です。

地方自治法第107条の規定により、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇開会の宣告

臨時議長（松浦常雄君） 開会の宣言をいたします。ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

臨時議長（松浦常雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、浅野富男議員より、入院治療のため本定例会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇仮議席の指定

臨時議長（松浦常雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

臨時議長（松浦常雄君） 申し上げます。

次の日程に入ります前に、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。全員協議会の場において、正副議長を志願する議員の所信表明を行います。傍聴については自由といたします。

(午前10時03分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

臨時議長（松浦常雄君） 再開いたします。

(午前10時14分)

◇

◇

◇

◇選挙第2号 議長選挙

臨時議長（松浦常雄君） 日程第2、選挙第2号「議長選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場を封鎖いたします。

(議場閉鎖)

臨時議長（松浦常雄君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐藤 孝君及び蒲倉 孝君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。また、白紙は無効といたします。

(投票用紙配付)

臨時議長（松浦常雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（松浦常雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検 異状なし)

臨時議長（松浦常雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長の点呼により順次投票)

臨時議長（松浦常雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（松浦常雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票完了)

臨時議長（松浦常雄君） 開票を行います。

佐藤 孝君及び蒲倉 孝君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長（松浦常雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票なし、有効投票のうち佐藤定男君9票、渡辺勝弘君2票。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、佐藤定男君が議長に当選しまし

た。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(松浦常雄君) ただいま議長に当選されました佐藤定男君が議場におられます。

議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

佐藤定男君の発言を許します。

議長(佐藤定男君) ただいまの議長選におきまして、議長職を拝命いたしました。責任の大きさを痛感しております。

国見町の様々な課題について、皆さんで知恵を出し合って、町民のため、国見町のために力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長(松浦常雄君) これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力、誠にありがとうございました。

議会事務局長(澁谷康弘君) それでは、新たに議長に当選されました佐藤定男議長、議長席にお着き願います。

◇ ◇ ◇

◇議席の指定

議長(佐藤定男君) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手許に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 議席の移動をいたしますので、暫時休憩いたします。

(午前10時30分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午前10時33分)

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長(佐藤定男君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番佐藤多真恵君、2番菊地勝芳君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長(佐藤定男君) 日程第5、会期決定の件を議題といたします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から7月7日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から7月7日までの11日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長(佐藤定男君) 日程第6、町長から、議会招集につき挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

町長(引地 真君) 令和5年第4回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様には、出席をいただきありがとうございます。

また、今般の国見町議会議員選挙におきまして、見事当選の榮譽に浴されました議員の皆様には、心よりお祝いを申し上げます。町政進展のため、ご活躍されますことをご期待申し上げます。

さて、町長就任後、「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ」を基本理念とした第6次国見町総合計画を策定し、「健やかに暮らせるまちづくり」、「安全・安心な優しいまちづくり」、「未来につながるまちづくり」、「恵まれた資源を活かしたまちづくり」、「相互理解と共感のあるまちづくり」、そして「町として生きるまちづくり」の6つの目標を掲げ、町政を進めてきました。

しかし、東日本大震災と原発事故からの復旧復興を進めていた中での新型コロナウイルス感染症の蔓延、令和3年2月と令和4年3月に発生した震度6強の地震被害、そして、昨年2月に始まった世界情勢の不安による物価高騰もあって、町民の生活は大きな影響を受けました。

そのような中であっても、町政を停滞させず、まずは町民の安全安心、復旧復興に直結する事業を最優先に取り組み、また、脱コロナへ向けた国見町の魅力の発信や基幹産業である農業基盤の拡充、そして、道の駅を核とした商工業の活性化、地方創生総合戦略の具現化を進めていくこととします。

議会の皆様とは、町と議会それぞれの立場で議論を尽くし、町民の福祉向上のため、共に邁進していきたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、今後の皆様のご活躍、ご健勝を心からご祈念申し上げ、招集にあたっての挨拶といたします。

◇

◇

◇

◇選挙第3号 副議長選挙

議長(佐藤定男君) 日程第7、選挙第3号「副議長選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に山崎健吉君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました山崎健吉君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山崎健吉君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました山崎健吉君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

山崎健吉君の発言を許します。山崎健吉君。

副議長(山崎健吉君) ただいま皆様からご指名をいただきました山崎健吉です。

今、国見町は、いろんな課題を抱えております。そういう中、早めに議会と行政が一体となって、安定したものにするために尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 次の日程に入ります前に、ここで暫時休憩いたします。全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。

(午前10時41分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午前10時47分)

◇ ◇ ◇

◇常任委員の選任について

議長(佐藤定男君) 日程第8、常任委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、お手許に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手許に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

申し上げます。

次の日程に入ります前に、各常任委員会の常任委員長並びに副委員長の互選があります。そのために、委員会は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において招集いたします。

お手許の配付の日程により休憩中に会議を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 暫時休憩をいたします。

(午前10時49分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午前10時58分)

◇ ◇ ◇

◇常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長(佐藤定男君) 日程第9、常任委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。

総務文教常任委員長に小林聖治君、同副委員長に菊地勝芳君。

産業建設常任委員長に佐藤孝君、同副委員長に宍戸武志君。

広報常任委員長に蒲倉孝君、同副委員長に佐藤多真恵君。

以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 暫時休憩いたします。なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集願います。

(午前11時00分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午前11時04分)

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員の選任について

議長(佐藤定男君) 日程第10、議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の2の規定により、お手許に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手許に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

申し上げます。

次の日程に入ります前に、議会運営委員長並びに副委員長の互選があります。そのため、委員会は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において招集いたします。

お手許に配付の日程により会議を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 暫時休憩いたします。

(午前11時05分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長(佐藤定男君) 日程第11、議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。

議会運営委員長に松浦常雄君、同副委員長に小林聖治君。

以上のとおり互選されましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員会の所掌事務調査について

議長(佐藤定男君) 日程第12、議会運営委員会の所掌事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

おはかりいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 暫時休憩いたします。全員協議会を開きますので、委員会室にご参集願います。

（午前11時11分）

◇ ◇ ◇
◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時18分）

◇ ◇ ◇
◇選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙

議長（佐藤定男君） 日程第13、選挙第4号「公立藤田病院組合議会議員の選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

公立藤田病院組合議会議員に、佐藤定男、山崎健吉君、八巻喜治郎君、蒲倉 孝君、以上4名の諸君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を公立藤田病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、佐藤定男、山崎健吉君、八巻喜治郎君、蒲倉 孝君、以上4名が公立藤田病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◇ ◇ ◇
◇選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙

議長（佐藤定男君） 日程第14、選挙第5号「伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

伊達地方衛生処理組合議会議員に、渡辺勝弘君、宍戸武志君、以上2名の諸君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を伊達地方衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、渡辺勝弘君、宍戸武志君、以上2名が伊達地方衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。



◇選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙

議長（佐藤定男君） 日程第15、選挙第6号「伊達地方消防組合議会議員の選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

伊達地方消防組合議会議員に、小林聖治君、菊地勝芳君、以上2名の諸君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を伊達地方消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、小林聖治君、菊地勝芳君、以上2名が伊達地方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◇

◇

◇

◇選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙

議長(佐藤定男君) 日程第16、選挙第7号「福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

福島地方水道用水供給企業団議会議員に、私、佐藤定男を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました、私、佐藤定男を福島地方水道用水供給企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、私、佐藤定男が福島地方水道用水供給企業団議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後、失礼しました、午前11時35分より、委員会室において議会運営委員会を開催いたしますので、ご参集願います。その後、全員協議会を委員会室にて、その後、正副議長委員会委員長会議を委員会室にて開催いたしますので、ご参集願います。

明日28日は、午前10時より本会議を開きます。

これをもって本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時26分）

第 2 目

令和5年第4回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月28日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 陳情の付託
 - 陳情第 2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて
 - 陳情第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 3 報告第 3号 継続費の報告について
- 第 4 報告第 4号 繰越明許費の報告について
- 第 5 報告第 5号 事故繰越しの報告について
- 第 6 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 7 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 8 議案第36号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第37号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第38号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第39号 動産の取得について
- 第12 議案第40号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第3号）

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

13番 浅野富男君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	佐藤温史君
福祉課長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局長	阿部善徳君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	安藤充輝君
教育総務課長	大勝晴美君	教育施設課長	中條伸喜君
生涯学習課長	小野笑子君	監査委員 事務局長	実沢隆之君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	渋谷康弘君	書記	榊英則君
書記	八島章君	書記	木村恒夫君

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのため、クールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告をいたさせます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和5年第3回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり、報告5件、一般議案4件、補正予算1件が提出され、受理をいたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

なお、一部事務組合関係の報告は資料配付のみとなりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（佐藤定男君） 日程第2、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情3件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第3号～議案第40号）

議長（佐藤定男君） 日程第3、報告第3号から日程第12、議案第40号までの報告5件及び議案5件を一括上程いたします。

なお、この10件については、本日提案理由の説明を受け、30日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（佐藤定男君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和５年第４回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様には出席をいただきありがとうございます。

本定例会に提案した議案について説明します。

本定例会には、継続費の報告などの報告５件、条例改正議案３件、動産の取得議案１件及び一般会計補正予算議案１件の計１０件の当面する緊急かつ重要な案件を提案しました。

冒頭、高規格救急自動車について申し上げます。

町が取り組んでいた事業で、町民皆さんにご心配をおかけしたことに、心からおわびを申し上げます。新聞報道などを受けて、４月に１４回の住民説明会を開催し、経過の説明と質疑に対応し、その内容は既に広報くみにでお知らせしたとおりです。

４月の第２回臨時会で、動産の取得について議決をいただいたことから、無償譲渡、これの法的根拠の整理について、現在、総務省に確認しているところです。その判断を受けて、伊達地方消防組合や県内の各消防本部、公立藤田総合病院及び協定締結町を優先に協議を進めます。また、その他の消防本部などからの問合せもあることから、受入れが確定した時点で随時対応を進めていくこととします。

住民説明会で提案された第三者委員会は、５月の第３回臨時会で設置条例を議決いただいたことから、６月２０日に弁護士、大学教授及び准教授の３名を委員に委嘱し、第１回の会議を開催したところです。引き続き、客観的、中立的、専門的見地から検証をお願いすることとしています。

次に、くみにみ学園基本構想について申し上げます。

この構想については、私が公約として掲げた認定こども園の検討を進める中で、保護者の声、幼小、小中のつながりの課題、教育施設の在り方の課題にも目を向けたときに、保幼小中の保育、教育について広く検討をすべきとの考えに至り、国見町の保育と教育が目指すべき基本理念として策定を進めてきたものです。

しかし、高規格救急自動車の件と併せて行った住民説明会では、「構想は企業側からの提案なのではないか」といった意見が出され、このことを再三説明しましたが、十分に理解をいただけませんでした。また、「議論や説明が不足している」、「建設費用や管理費用、財源が不明」、「用地選定や跡地利用はどうするのか」、「一体的整備ありきなのか」といった意見が出される一方、「少子化だからこそ、コンパクト化の検討が必要」、「他市町村の人から、国見の教育は遅れていると言われた。子どもたちのためにより教育環境を整備してほしい」、「財源は、文部科学省補助金のほか約７割が補填される有利な過疎債の活用もあるのではないか」といった意見も出されました。

その後、５月１１日には、幼小中ＰＴＡ連絡協議会から、「保護者の意見をしっかりと聞いて進めてほしい」との要望もいただいています。

子育てや教育の環境整備の検討は、行政、保護者、町民、そして議会が一体となって進めるべきものと考えます。これからの国見町の子育てと教育の理念を検討するためのたたき台としての基本構想策定に向け、策定委員会を中心に一所懸命に取り組んできましたけれども、今の状況は、私たちが望んでいたものではありません。その要因の一つは、議論や説明が不足していたことと真摯に受け止めています。

このため、町は、このままにみ学園基本構想を基にした整備計画を進めていくことは困難と判断し、基本構想は中間報告をもって一つの区切りとすることとしました。現時点での「くにみ学園基本構想（中間報告）」を基にした整備計画は一旦凍結し、ゼロベースからの議論を進めるべく仕切り直すべきと判断しました。

しかし、国見町の少子化が加速しているからこそ、また、子どもは国見の大事な宝との認識を持っているからこそ、私たちの大事な子どもと教育現場の問題、子育て環境、子育て施策、さらには、公共施設の在り方にも関係する教育施設の在り方についての議論を継続することは、保護者、町民、議会ともに異論はないものと思います。

基本構想は、中間報告をもって一つの区切りとし、あわせて、現時点での「くにみ学園基本構想（中間報告）」を基にした整備計画は一旦凍結します。改めて仕切り直して、ゼロベースから広く町民の声に耳を傾け、行政、保護者、町民、議会が一体となった新たな枠組みによる検討を進め、その内容は、必要に応じて教育ビジョンや個別施設計画に反映することとし、子育てと子どもたちの学びの質を向上させる施策につなげていくこととします。

次に、第1回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

1つ目、「健やかに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症は、5類感染症となりましたが、感染リスクはこれまでと変わらないことから、引き続き場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策が有効であることを呼びかけていくこととします。

また、ワクチン接種は、現在65歳以上と基礎疾患のある町民を対象に行っていますが、6月12日現在、対象者の56%、1,829人が接種または予約済みとなっています。なお、本定例会の補正予算議案に、秋の接種に向けた費用を計上しました。

次に、健康づくり事業についてです。

40歳以上の町民を対象とした運動教室を、春から冬にかけて年4回シリーズで開催します。春コースには8人が参加しており、夏コース以降も、季節に合わせた内容のプログラムで健康づくりを進めていきます。

次に、集団検診事業についてです。

生活習慣病の早期発見、治療につながる総合検診は1,584人が受診し、国保加入者の人間ドックには241人の申込みがありました。引き続き、各種検診の大切さを伝え、多くの町民が受診するよう取り組んでいきます。

次に、国民健康保険税と介護保険料の減免についてです。

東日本大震災の避難者や、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大きく減

少する被保険者には、昨年度に引き続き、国保税と介護保険料の減免を実施する議案を本定例会に提出しています。

2つ目、「安全・安心な優しいまちづくり」について申し上げます。

まず、国見町消防団事業についてです。

3月12日には、初午に合わせて施設点検を行い、6月18日には定期点検を開催し、通常・機械器具点検をはじめ各種訓練など、日頃の訓練の成果を披露しました。

次に、国道4号拡幅事業についてです。

国土交通省は、今年度末の供用開始をめぐり拡幅工事を進めています。これにあわせ、町は、本定例会の補正予算議案に国道へ接続する町道改良事業の事業費を計上しました。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

福島県が実施している河川改修事業は、滑川に架かる町道橋架け替えが完了し、滝川、滑川築堤工事は、それぞれ順調に進捗しているとの報告を受けています。

次に、除染対策事業についてです。

3月末をもって、町内に11か所設置されていた仮置場の返地は全て完了しました。

次に、クリーンアップ作戦についてです。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことから、7月2日に一斉作業を行うこととしました。なお、作業に必要な機材交付などの支援は、従前どおり行うこととしました。

次に、県北浄化センターへの福島市堀河処理区接続についてです。

福島市で工事を進めていた福島市堀河町終末処理場の改修工事が4月3日に完了し、県北浄化センターへの流入が開始されました。

また、地元が要望していた新割ポンプ施設の改良は、堤防天端側溝と護岸張りが完了し、排水ホースも新調されました。

次に、フラフ燃料保管状況についてです。

山崎字前柳地内の株式会社ログホールディングスの農地転用許可への是正工事は、5月17日に完了しました。引き続き、周辺環境の注視とフラフ燃料全量搬出に向けた指導を進めていきます。

3つ目、「未来につながるまちづくり」について申し上げます。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金についてです。

6月21日、支給要件に該当する子ども一人につき5万円の特別給付金を31世帯、56人に支給しました。また、くにみ子育て世帯応援給付金は、支給要件に該当する子ども一人当たり1万5000円と、その子どもを養育する世帯に5,000円を、6月21日までに申請のあった36世帯、61人に給付しました。なお、申請受付は継続し、その都度給付することとしています。

次に、すくすくももさぼ祝い金と3月に新設した出産・子育て応援給付金についてです。

出産・子育て応援給付金のうち、子育て応援給付金は、従来のすくすくももさぼ祝

い金と合わせ10万円を2人に給付し、妊娠した際の出産応援給付金5万円は3人に給付しました。

あわせて、今年度も、株式会社東京エンゼル本社福島工場より、子育て支援の社会貢献事業として、町に紙おむつの寄附があり、誕生した赤ちゃんの保護者に贈呈することとします。

次に、ペアレント・トレーニングについてです。

6月から始めたこの講座には、子育ての悩み相談や子どもたちの活動への対処法などを学ぶ保護者16人が参加しています。子育てを楽しむことで、子どもの健やかな成長につながるよう支援を進めます。

次に、PTA連絡協議会からの要望書についてです。

4月27日に連絡協議会役員との意見交換を行い、5月11日には教育に関する要望書を受領しました。

次に、幼稚園事業についてです。

くにみ幼稚園では、豊かな心を育むとともに体力向上を図るため、郡山女子大学短期大学部の柴田准教授を講師に招いて、年長児を対象に半田山自然公園で自然保育事業を行いました。子どもたちは、虫や植物を見つけるゲームで遊びました。

次に、小学校事業についてです。

5月20日、国見小学校で、保護者や来賓など参観人数の制限をなくしての運動会を行っています。時折、雨が落ちてくる日でしたが、声援を受けながら、子どもたちは元気にグラウンドを駆け巡りました。

また、5月9日には、農業体験として、小坂アグリ株式会社、伊達農業普及所、JAふくしま未来の協力をいただきながら、5年生49人が学校田での田植えを行いました。秋には稲刈りをして、収穫したお米は家庭科での授業で調理していただきます。

さらに、6年生36人の修学旅行は、6月15日と16日に実施され、訪れた会津若松市では、会津の歴史、伝統文化、郷土食を通して実りある体験をしています。

次に、中学校事業についてです。

県北中学校では、生徒会が中心になって、学校でのドレスコードについて考えるグループ討議を行いました。中学生の服装や頭髪について、3年生が中心となり、自分たちで校則を考えました。

また、3年生64人の東京、鎌倉への修学旅行は、4月11日から13日に実施され、事前に自分たちで計画したグループごとのフィールドワークに取り組みました。

次に、社会教育事業についてです。

4月21日に開講した「くにみ観月台カレッジ」は、40代から80代の受講生200人が、年間を通して様々な分野の学びと活動を体験することとしています。

また、地域学校協働本部事業の公営塾「放課後塾ハル」は、小学部39人、中学部34人の通塾が開始しました。「見晴るかすコース」も新設され、5人が加わり、それぞれに学びを深めています。

さらに、4月29日には、県北中学校の2年生と3年生5人が企画したイベント

「くにみロゲイニング」を開催し、町内外から33人が参加して、国見を知る楽しい時間を過ごしました。

次に、文化事業についてです。

3月21日には、三遊亭好楽による観月台寄席を、4月29日には、国府弘子ピアノソロコンサートを開催しました。来場した人たちは、それぞれに楽しく、充実したひとときを過ごしました。

次に、スポーツ事業についてです。

町長杯スポーツ大会を、4月23日から約1か月間にわたり開催しました。上野台運動公園総合運動場などの各会場で11競技、延べ389人が参加し、熱戦を繰り広げました。6月1日には表彰式を開催し、競技ごとの入賞者の栄誉をたたえました。

また、6月18日には、雄国沼町民ハイキングを行いました。20人の参加者は、晴れ渡る空の下、心身をリフレッシュしていました。

次に、施設管理事業についてです。

観月台文化センター体育館解体工事は、アスベストの除去作業が終了し、解体工事に移っています。この期間、町道の通行止めの措置を取りながら、安全な工事を進めることとします。これにあわせ、観月台文化センターの改修工事も順次進め、7月1日から2日までの2日間は、電気設備の停電点検作業のため臨時休館することといたしました。

次に、歴史まちづくり事業についてです。

歴史的風致維持向上計画は、5月17日、協議会を開催し、令和4年度の総括と令和5年度の事業計画を決定しました。

また、5月3日には、町内外から231人が参加した「くにみ歴史ウオーク」を開催しました。阿津賀志山の山頂では、子ども議会で出された提案を基に特設カフェを設け、好評でした。

さらに、あつかし歴史館では、5月5日にこどもの日イベントを開催し、巨大かるた大会やお下がり市、地元野菜のマルシェなどを行っています。

4つ目、「恵まれた資源を活かしたまちづくり」について申し上げます。

まず、農業委員候補者評価委員会についてです。

7月に任期満了となる農業委員候補者を募集したところ、定数8人に対し9人の応募がありました。国見町農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき開催された国見町農業委員候補者評価委員会での評価結果を尊重した人事議案を本定例会に追加議案として提出することとしています。

次に、農作物の災害対策についてです。

4月4日、10日、25日の早朝に強い霜が降り、一部の農地で被害が発生したことから、本定例会の補正予算に支援の事業費を計上しました。

次に、地域計画と目標地図の策定についてです。

農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域での話し合いに基づき、10年後の農地利用をあらかじめ決める目標地図を令和7年3月までに策定することが市町村の役

割と定められました。国見町は、小坂地区と貝田・山根地区の農用地利用改善団体に制度内容を説明し、今後、関係機関と連携し、期限内での策定を目指すこととしました。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてです。

福島県と本協議後の6月19日に公告を行い、見直し作業が完了しました。

次に、あんぽ柿の産地再生についてです。

加工再開から10年目の令和4年産あんぽ柿全量非破壊検査では、基準値を超えるものはなく、安全安心が確認されました。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所についてです。

令和4年度の長期研修生4人が研修課程を修了し、うち2人が町内で新規就農したことから、あつかし農友会の活動と併せて、就農後も継続的にサポートしていくこととしています。また、今年度は、長期研修生4人、短期研修生11人が入講し、それぞれの目標に向けて農業の基盤を学んでいます。

次に、商工業の振興についてです。

国見町中小企業・小規模企業振興条例の施行に基づき、関係機関と情報連絡会議を毎月開催するとともに、6月21日から町内企業の訪問調査を開始しました。

次に、プレミアム商品券事業についてです。

4回目となるプレミアム商品券事業は、7月1日の販売開始に向け、世帯主宛てに購入引換券を郵送しました。前回好評だった地元店スタンプキャンペーンも引き続き取り組みます。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

本定例会で報告いたしますが、5月3日に開業6周年を迎えた道の駅国見あつかしの郷の指定管理を受託する国見まちづくり株式会社の令和4年度決算は増収増益となりました。また、5月6日に来場者900万人を達成しました。

5つ目、「相互理解と共感のあるまちづくり」について申し上げます。

まず、タウンミーティングについてです。

3月23日に国見町農業会議所会員との懇談を行いました。今後も多様な職種、世代との直接対話を進め、引き続き町政執行に生かしていくこととします。また、町民との直接対話の機会を設けるため、調整を進めています。

次に、行政事務の電子決裁の導入についてです。

4月1日から、紙資源の減量化、事務の効率化を図るため、財務、庶務、文書などの事務について、原則電子決裁としました。引き続き、改善点を調整しながら進めていくこととします。

次に、租税教室についてです。

5月1日に実施した租税教室では、国見小の6年生が約10キロ、1億円の紙幣見本を抱えたりしながら、税金の使い道、大切さ、意義について学びを深めました。

次に、マイナンバーカードについてです。

5月末日現在で、町から本人に交付したカードは6,615枚で、同日時点の人口

に対する交付枚数率は76.9%です。今後も、月1回の日曜窓口を開設し、普及を図っていきます。

また、口座などの誤登録などの報道がありますが、町処理における問題は確認されておりません。

なお、4月1日から、マイナンバーカードでの住民票の写しと印鑑証明書のコンビニ交付が始まり、利便性が向上しました。利用は4月が43件、5月が48件です。

最後に、「町として生きるまちづくり」について申し上げます。

まず、地方創生推進についてです。

国見版C I事業は、町内外の様々な職種、世代の方々から意見を聞きながら、町の総合ブランド力の向上の取組を進めていくこととします。

次に、移住定住についてです。

大坂住宅リノベーション事業は、7月末に完成予定のため、6月2日から入居者募集を開始しました。

また、国見町へ移住定住を希望する人たちへの支援事業は、きめ細やかな周知を図りながら、これとあわせて、町内の定住環境の整備についても検討を続けることとします。

次に、地域おこし協力隊活動事業についてです。

4月に、関係人口創出と国見町の魅力発信事業の担当に2人、公営塾「放課後塾ハル」の担当に1人、合計3人の地域おこし協力隊員が国見町に着任しました。継続的な情報の発信と関係人口創出、公営塾の運営事業を進めていきます。

次に、東京ふるさと国見会についてです。

東京ふるさと国見会の活動を本格的に開始するため、6月に書面での総会及び事業内容に関するアンケートを実施しました。その結果を基に、事業内容について調整していきます。

次に、まちづくり推進協議会事業についてです。

町は、4月24日に開催された協議会で決定した事業について助成することとしました。

また、6月1日に開催された義経まつり実行委員会では、今年の義経まつりを9月23日に開催することが決定されました。

次に、フォトコンテストの入賞作品の展示についてです。

昨年度の入賞作品10点を5月31日まで、福島信用金庫国見支店や役場庁舎など6か所で巡回展示をしました。

最後に、シリア・トルコ人道支援と能登地震支援についてです。

5月26日まで、役場庁舎、観月台文化センター、道の駅、社会福祉協議会で募ったシリア・トルコ人道支援のための募金は、総額が12万円でした。また、6月14日まで行った能登地震支援の募金は約2万円でした。それぞれ日本赤十字社福島県支部へ送金しました。

それでは、本定例会に提案した議案の概要を申し上げます。

報告第3号「継続費の報告について」から報告第7号「町が出資している法人の経営状況について」までの5件は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告するものです。

議案第36号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」から議案第38号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」までの3件は、法令の一部改正、現状に即した町条例の所要の改正を行うものです。

議案第39号「動産の取得について」は、消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第40号「令和5年度国見町一般会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5343万8000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1612万9000円とするものです。

歳出補正の主なものは、国道4号拡幅に関連する町道改良事業、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、消防団用の防火服購入事業、庁舎維持補修事業などの増によるものです。

以上、本定例会に提案した議案について、一括して理由の主旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかに議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。

なお、追加議案として、人事案件の提出を予定していますので、ご承知ください。

以上、よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） 以上で町長提案理由の説明は終わりました。



◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10時50分より、本議場において議案調査会を開きます。

明日29日は、午前9時30分より総務文教常任委員会を委員会室で、同じく産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催いたします。午前10時から議会運営委員会を委員会室で、その後、全員協議会を委員会室で開きます。その後、広報常任委員会を委員会室で開きます。

30日は、午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）

第 3 日

令和5年第4回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月30日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 3号 継続費の報告について
- 第 2 報告第 4号 繰越明許費の報告について
- 第 3 報告第 5号 事故繰越しの報告について
- 第 4 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 5 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 6 議案第36号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第37号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第38号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第39号 動産の取得について
- 第10 議案第40号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 委員長報告
- 陳情第 2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて
- 陳情第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
(追加日程)
- 第12 同意第 2号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 3号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 4号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 同意第 5号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 同意第 6号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第17 同意第 7号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 8号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 9号 農業員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第20 同意第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第21 発議第 4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 第22 発議第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第23 議員の派遣について
- 第24 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

13番 浅野富男君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	佐藤温史君
福祉課長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局長	阿部善徳君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	安藤充輝君
教育総務課長	大勝晴美君	教育施設課長	中條伸喜君
生涯学習課長	小野笑子君	監査委員 事務局長	実沢隆之君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	渋谷康弘君	書記	榊英則君
書記	八島章君	書記	木村恒夫君
書記	石澤廣君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

議会関係について、議会関係について事務局長から報告いたさせます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 一般質問の通告であります。6議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（佐藤定男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 継続費の報告について

議長（佐藤定男君） 日程第1、報告第3号「継続費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第3号、継続費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 繰越明許費の報告について

議長（佐藤定男君） 日程第2、報告第4号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第4号、繰越明許費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 事故繰越しの報告について

議長（佐藤定男君） 日程第3、報告第5号「事故繰越しの報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第5号、事故繰越しの報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 町が出資している法人の経営状況について

議長（佐藤定男君） 日程第4、報告第6号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 報告第6号、町が出資している法人の経営状況について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 町が出資している法人の経営状況について

議長（佐藤定男君） 日程第5、報告第7号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 報告第7号、町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は出資法人の経営状況につきまして、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第36号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第6、議案第36号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第36号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 補正が出ていないので、去年の地震の関係の減免の関係、質問するところがないものですから、ここで関連で質問したいのですが、よろしいですか。

議長（佐藤定男君） 質問を認めます。

はい、どうぞ。

3番（佐藤 孝君） おととしの地震と、それから昨年（令和4年）の福島沖地震、結構大きな被害があったわけですが、それぞれ国保での減免措置がされております。その現状を教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 3番佐藤 孝議員の質問にお答えいたします。

令和3年2月の地震におきましては、令和2年の2月と3月納期分、令和3年度分を減免しております。対象につきましては、5世帯で5万8600円となっております。

続いて、昨年（令和4年）3月の地震につきましては、令和4年度分を減免しております。対象世帯につきましては115世帯、減免の金額につきましては687万9000円となっております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 特に、去年の福島沖地震で700万近い減免措置がされているわけです。住民防災課の資料を基にすれば、半壊が180、うち個人で解体された方がおりますから、公費解体が申請された方で132件あるわけですね。

繰り返しますが、2年連続で大きな被害を受けている世帯がかなりあると。そういう意味では、出費も多くて苦勞されている話をよく聞きます。

そこで、災害からの傷が実際癒えていない現状で、この件は補正出ていませんから、減免は今のところしないという方針なんでしょうけれども、こういう現状を踏まえれば、減免をするという検討をぜひ行っていただきたい。そのことをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えします。

いまだに家屋の解体もできないで不自由な生活をされている方が多いことは把握しております。

令和5年度の減免については、現時点では予定はありませんが、今後、様々な事象を踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 住民防災課長、現状、解体がされていないと言いますか、されても同じでしょうけれども、どの程度解体が進んでいますか。そのことだけ教えてください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

公費解体につきましては、住家と非住家を合わせて行っており、公費、町のほうでの解体が、今、議員おっしゃったとおり130件ございまして、全て発注し、方針決定が遅れていた2件がこれから発注となります。それにつきましては、約60件について解体が進んでいるということで考えております。

なお、費用償還ということで、自分で壊す方については48件、こちらについては全て終わっておりまして、償還金についてお支払いしているという内容でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第37号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第7、議案第37号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第37号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 資料を頂いていた中で、1人当たりの医療費と税額が示されております。令和4年度と、もう一つ、令和3年でも令和2年でも結構ですから、県との比較を今数字を持っていれば教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 3番佐藤 孝議員の質問にお答えします。

1人当たり医療費と国保税額について、令和3年度と令和4年度の状況を申し上げます。

初めに、令和3年度の医療費分です。県の平均としまして33万5501円、町としまして35万8534円。令和4年度の医療費につきまして、県の平均が32万9079円、町が37万1644円となります。

続きまして、1人当たりの国保税額の比較です。令和3年度、県の平均が10万6070円、町が9万9664円。令和4年度、県が10万3086円、町が9万7059円となります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 今の答弁だと、医療費は県平均よりも10%弱、国見町のほうが多いと。逆に、国保税は5%程度低く抑えられている。これ、幾つか要因があると思いますが、主なものをお答えください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えします。

国見町の国保税につきましては、国保税の収納率の高さにあります。令和4年度の国保税の収納率につきましては99.59%になっております。

もう一つの要因として考えられるのは、他市町村に比べ国保加入者の総所得が高いことが考えられます。

これらのことにより、医療費が大きくても1人当たりの国保税が低く抑えられると考えられます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。これで3回目になります。

3番（佐藤 孝君） 収納率は、過去、何年前から分かりませんが、相当前からほぼ100%に近い数字をたたき出して、言葉は悪いのですが、出しています。

そのことだけが国保税を軽減しているという要因とは思いますが、それは多分一番大きいと思います。多分1%で500万円だったか、かなり大きな数字を占めていることはもう明確なんです、これはまさに税務課職員の日夜の努力の結晶だと。こういう意味では敬意を表したいと思っております。

逆に言えば、収納率がもう100に近いということは、収納率を上げることによって国保税を軽減させるという伸び代がないということ。高いのが悪いという意味ではないですよ。だから、別のところに今度、国保税を上げない努力をしなければならぬということになるわけです。

今までのそれぞれの自治体単独での医療費を払うことではなくて、今は県全体でプールをして支払うという支え合いの体制になっていますから、以前とはちょっと違うようになっていることは私も分かります。

ただ、令和11年度から、今ばらばらの国保税率が県内統一になると、こういうお話がされております。資料を見る限り、あくまでも単純な比較なんですけれども、国見町が令和11年度に平均に合わせるとなると、約0.5%ぐらい上がるということになるわけですよ、今年数字だけを比較すれば。

そうなると、急激な国保税の上昇につながると。それをどう抑えていくかは、単年度で勝負するのではなくて、中期的なスパンでやはりそういう政策を展開していかないと駄目だと。こう私は思うのですが、現時点で中期的な展望があるかどうか。もしあればお聞かせください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、現時点におきましては、県の標準保険料率で算出したほうが国保税は高くなるのが現状であります。そのため、令和11年度に向けて、現段階から少しずつこの標準税率に近づけていこうと考えております。また、令和11年度以降につきましても、急激な統一税率の引上げに備えまして、余剰があれば基金に積立てをしていく考えであります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第8、議案第38号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第38号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第39号 動産の取得について

議長(佐藤定男君) 日程第9、議案第39号「動産の取得について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) 議案第39号、動産の取得について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番渡辺勝弘君。

11番(渡辺勝弘君) 住民防災課長にお聞きいたします。

今回の動産の取得ということで、消防ポンプ車を1台導入するということなんですが、まず、このポンプ車はどちらの分団に導入するのか、ちょっとそこの部分をお尋ねしたい。

議長(佐藤定男君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) お答えいたします。

こちらにつきましては、4分団第1部西大枝配置の消防ポンプ車で計画しております。

以上、答弁とします。

議長(佐藤定男君) 渡辺勝弘君。

11番(渡辺勝弘君) 今回、西大枝という地区に入る。これはやっぱり定期的に更新を決めながらやっていると思うのですけれども、とすれば、来年度以降の更新があると思うのですけれども、その更新する場合に、どちらの部が次回のポンプ車の購入あるいは何かの購入というのがあるのか、来年度以降にも更新というものを考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長(佐藤定男君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) お答えいたします。

現在、消防自動車につきましては15台導入しております。今回更新になりましたのは平成11年の契約、23年を経過した車両でございました。そのほかの残りの14台について調べてみますと、約20年を経過する平成15年契約分については、積載車が2台、それから18年を経過している平成17年契約のものが、ポンプ車1台に積載車2台。合計3台というものでございまして、全体を一時期に更新することは難しいため、経過したのから計画的に更新をしていきたい、かように考えてお

ります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今の話ですと計画的にやっていくということで、消防ポンプ車に関しては、私も携わった人間ですから、このように計画的に更新をしていただくのは大変ありがたいなど。町政にありがたく感謝したいと思っております。

それは大変喜ばしいことなんですけれども、実はこの質問をしていいのちょっと悩むところなんですけれども、消防ポンプ車の更新は確かにありがたいということなんですけれども、消防ポンプ車を入れる、つまり屯所が既に地震によって壊れている地区があります。それは当然本団のほうで全部調べているとは思うのですけれども、今回の川内地区のところの屯所などは、土台が石垣とか国見石で造られているということで、ずれてしまい、上での活動は不可能だという状態が続いていると。

車の更新はどんどん進んではいるんですけれども、そのような屯所という形の新たな施設ということになりますけれども、こういうことに関しては新たな、今回の補正予算にも上がっておりませんが、実際、今後はこういうことに関してはあるのか。

実際、この場で質問していいのか、ちょっとお話しはできないかどうか。あるいは……聞きたいと思えます。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘議員、動産の取得に関する議案なので、これについては。

11番（渡辺勝弘君） 分かりました。では、その点は改めて。

議長（佐藤定男君） はい、お願いします。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第40号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第3号）

議長（佐藤定男君） 日程第10、議案第40号「令和5年度国見町一般会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第40号、令和5年度国見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇委員長報告（陳情第2号、陳情第3号）

議長（佐藤定男君） 日程第11、「委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号及び陳情第3号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後、討論、採決については、1件ずつ行います。

総務文教常任委員長、10番小林聖治君。

10番（小林聖治君） 昨日6月29日、総務文教常任委員会を開催し、陳情第2号、陳情第3号の2件についての審査をいたしましたので、私から報告いたします。

なお、審査に先立ち、阿部総務課長、大勝教育総務課長にも同席をいただきましたので、付け加えておきます。

まず、陳情第2号は、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出を求める陳情、陳情第3号は、地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情でございます。

この2件の審査の結果、陳情第2号、陳情第3号については、採択することに決しました。

以上、委員長の報告といたします。

議長（佐藤定男君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第2号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第2号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第3号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから陳情第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第3号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午前10時47分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午前10時48分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(佐藤定男君) 配付しております追加日程表のとおり、13件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、この13件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明(同意第2号～同意第10号)

議長(佐藤定男君) 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 同意第2号～同意第10号を朗読)

議長(佐藤定男君) 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(引地 真君) ただいま本定例会に追加提案した各議案について説明をいたします。

同意第2号から同意第9号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和5年7月19日の任期満了に伴い、佐藤 武さんほか7名を適任と認め、任命したいため、議会の同意を求めるものです。

同意第10号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、前監査委員が任期満了となったことから、後任候補として穴戸武志さんを適任と認め、選任したいため、議会の同意を求めるものです。

慎重審議の上、速やかな同意を賜るようお願いし、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第12、同意第2号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第2号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第13、同意第3号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第3号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第14、同意第4号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第4号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第15、同意第5号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第5号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第16、同意第6号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第6号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第17、同意第7号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第7号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第7号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第18、同意第8号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第8号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第8号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第19、同意第9号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第9号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第9号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時02分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇同意第10号 監査委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第20、同意第10号「監査委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宍戸武志君の退席を求めます。

（7番宍戸武志君 退場）

議長（佐藤定男君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第10号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第10号は原案に同意することに決しました。

宍戸武志君の退席を解きます。

（監査委員宍戸武志君 入場）

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

議長（佐藤定男君） 日程第21、発議第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(佐藤定男君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

10番小林聖治君。

10番(小林聖治君) 私から発議第4号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書についての提案理由を説明いたします。

提案の理由は、議案書の1ページ目の下段に書いてあり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなる審議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長(佐藤定男君) 日程第22、発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(佐藤定男君) 提出者より説明を求めます。

10番小林聖治君。

10番(小林聖治君) 発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての提案理由を説明いたします。

提案の理由は、議案書の1ページ目の下段に書いてあり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなるご審議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（佐藤定男君） 日程第23、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（佐藤定男君） 日程第24、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本日までには総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

11時35分より議員だけの全員協議会を開催したいと思いますので、委員会室のほうにご集合ください。

7月7日は午前10時から本会議を開きますのでご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午前11時28分）

第 4 日

令和5年第4回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年7月7日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

13番 浅野富男君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	佐藤温史君
福祉課長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局長	阿部善徳君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	安藤充輝君
教育総務課長	大勝晴美君	教育施設課長	中條伸喜君
生涯学習課長	小野笑子君	監査委員 事務局長	実沢隆之君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	渋谷康弘君	書記	榊英則君
書記	八島章君	書記	木村恒夫君
書記	石澤廣君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（佐藤定男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることとします。

最初に、8番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（8番山崎健吉君 登壇）

8番（山崎健吉君） よろしく申し上げます。

初めに、私は5月の議会議員選挙で町民の代表として負託を受けました。今、当町は難題を背負っております。私としても身の引き締まる思いであります。二元代表制として今後も真摯に向き合ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、さきに通告した件について質問します。

保育料の全ての世帯での完全無償化の実現について伺ひます。

令和元年から、国は3歳から5歳までの幼稚園児と0歳から2歳までの住民非課税世帯に対して保育料を無償化として支援しております。また、当町は令和3年度から幼稚園、小中学校の給食の無償化を実施し、子育て支援メニューについては充実していると私は評価しております。しかし、いまだ全ての世帯での保育料の無償化になっていないのが現状であります。子育て支援を積極的にサポートしていくためには、条件をつけずに支援すべきと考えます。これらを踏まえて対応について伺ひたいと思ひます。

1つ目として、今現在、国見町の第6次計画による人口動態が発表されていますが、令和4年度及び令和5年3月末の人口増減は何人か。また、令和3年度と令和4年度の出生数、死亡数について伺ひたいと思ひます。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 8番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

第6次国見町総合計画における人口動態は、平成27年度に策定しました国見町人口ビジョンを基にしております。2020年10月1日現在で8,644人、2040年で6,252人、2060年で4,029人と推計しております。人口の実数は2020年10月1日、8,639人で、令和3年度出生数が25人、死亡者数が144人。令和4年度出生者数が21人、死亡者数が161人です。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ありがとうございます。この第6次計画によりますと、国見町の人口は毎年120人程度減少していくと。そして、今言われたように20年後には大体6,200人くらいになるよというようなことで記載されておりますけれども、結果として計画と実態が大分乖離しているのではないかと私は思っております。その辺をどんな原因なのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

人口減少につきましては、議員お質しのとおり毎年150人から200名程度減っているということになります。直近のデータでございますけれども、令和5年度末ですが、人口減少率、住民基本台帳にある人口集計でございますけれども、マイナスの227人ということになっております。年度で227人の方が減っているということになっております。

主な原因につきましては、死亡者161名、転出者249名、転入者162名ということで、死亡者数及び転出者数がやはり多いということで考えております。加えて出生者数につきましては21名ということで、生まれる方が少なく、転出・死亡される方が多いということで、いわゆる自然減の人口減が多いのかなと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） そうですね。私のほうもちょっと計算してみましたら、今、課長が言われているように3月末現在で227名、大体100人近く乖離があるというように私も見ております。それで第6次計画、これ、令和30年までの10年間というスパンなんですけれども、減少傾向が逆に倍とは言わないけれども1.8倍くらいかな、その程度になれば、私もちょっと見ていたんですけれども6次計画のこの百十何ページもある分厚い本なんですけれども、これをずっと見ていると、人数に関われば、ほとんどのことがこの計画に差し支えあるのではないかなと、こう私は見ているんですよ。それで、ぜひ、やっていると思うんですけれども年度ごとの検証も必要ではないかと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、第6次国見町総合計画につきましては、年度ごとに評価ということで年2回の会議を設けて、その年のいわゆる成果について評価を行うということになっております。人口動態につきましては、もちろんその中で触れて検証するというように考えております。やはり人口が少なくなるということは、町全体の活気とかにぎわいがないということになりますので、そこは移住・定住者、人口増加を目指して施策を展開していきたいと考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） それでは、2番に入りますけれども、当町には幼稚園、それから保育園ありますけれども、それに行かない、行けない、こういう子どもがいると思うんですけれども、この行けない、行かない、こういう人のことを無園児というようなことに認定しているらしいんですけれども、この辺は国見町はどういうことで認定しているか、再度教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

国、県、市町村では無園児の定義はありませんので認定ありません。自ら望んで保育所や幼稚園に入園せずに家庭で子育てをしている保護者もおります。一般的には、望んでも保育所や幼稚園に入園できず孤立した子育てになっている保護者への支援が課題とされております。これを無園児と呼んでおります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 定義そのものがないという話なんですけれども、結局行けないということは結果的に同じような意味かと思えますけれども、次に、今の話ですと子どもに障害があったり、または親の収入がなかったり、そういうことだけで行けないというようなことであると思うんですけれども、そういう人のためには具体的にどのように町では支援をしているか、ちょっと伺いたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

国見町では、待機児童についてはおりません。さらには障害を持つ子どもたちについても何らかの形で療育施設のほうへ通園しているような状況にあるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） そうすると、当町には無園児はいないということで捉えていいんですね。そうしますと無園児は当町にはいない。それで、当町ではそういうことだと思うんですけれども、福島県単位ではどのくらいこういうふうには捉えているか、ちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 福島県につきましても定義のほうは定めておりませんので、把握できないところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今、無園児の定義がないと言われているんですけれども、私、これ、ちょっとパソコンで拾ったら無園児の対象ってちゃんと書かれているんですよ。何

で今、無園児という定義がないのかというの、ちょっと分からないんですけども、
どういう意味か、もう一回ちょっと教えていただきたい。定義を。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 山崎議員お質しの無園児の件なんですけれども、今お話をしたよ
うに、法律あるいは例規で無園児という定義はないということでお答えをしています。
ただ、山崎議員がお聞きしたいのが、単純に幼稚園に就園をしていない、あるいは保
育所に入所していない、その数を知りたいということであれば、その数は出せますの
で、その無園児という言葉だけでなく、実質的にこんなことを聞きたいんだとい
うことでお話をしていただければよいのかなと思っています。よろしく願いいたしま
す。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 無園児の定義がやっぱりちょっと私が曖昧だという指摘を受けまし
たけれども、では、ちょっと次に移りますけれども、当町の保育園の徴収基準、それ
から収入ごとの保育料、これは幾らか、ちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

年収は控除額によって世帯ごとに違うために、藤田保育所の保育料は世帯の市町村
民税所得割の合計額で10段階に区分しております。第1階層は生活保護による被保
護世帯、第2階層は市町村民税非課税世帯で、保育料はいずれも無料です。第3の
1階層は市町村民税均等割のみの課税世帯で、保育料は月額1万円です。第3の2階
層では市町村民税所得割の額が4万8600円未満の世帯で、保育料は月額1万
3000円です。4の1階層ですが市町村民税所得割の額が4万8600円以上、
5万6000円未満の世帯では保育料は月額1万6000円です。4の2階層では市
町村民税所得割の額が5万6000円以上、6万6000円未満の世帯で、保育料は
月額1万9000円です。4の3階層では市町村民税所得割の額が6万6000円以
上、7万4000円未満の世帯で、保育料は月額2万2000円です。4の4階層は
市町村民税所得割の額が7万4000円以上、9万7000円未満の世帯で、保育料
は月額2万4000円です。第5階層では市町村民税の所得割の額、これが9万
7000円以上、16万9000円未満の世帯で、保育料は月額3万2000円です。
第6階層では市町村民税所得割の額が16万9000円以上の世帯で、保育料は月額
3万5000円です。

国が定める保育料の利用者負担の基準の上限を10万4000円としておりますが、
町は独自に3万5000円に抑えております。近隣市町と比較しましても相対的に低
く、利用者の負担軽減を図っております。また、就学前の児童が2人以上いる場合や、
市町村民税所得割の額が5万7699円以下の場合には減免の措置を取っているところ
です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 国見町は10段階で市町村民税の割合によって決まるというようには理解はいたしました。ありがとうございます。それで、0歳から2歳までの保育料については住民税非課税世帯のみが免除されておる、こういう受け止め方でいいんですか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

先ほど申しあげました第1階層、生活保護法による被保護世帯、第2階層の市町村民税非課税世帯については、保育料は無料としておるところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 分かりました。それで、住民税非課税以外に無料になるという、逆に特典という大変ですけども、それ以外のケースって何かあるんですか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

減免措置についてのお質しです。1つ目には、小学校就学前ですね、保育所、幼稚園等を利用している児童が同一世帯に2人以上いる場合、小学校就学前の最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料としております。また、市町村民税所得割課税額が5万7699円以下である世帯については、1人目の年齢にかかわらず2子目は半額、3子目は無料としておるところです。

また、ひとり親世帯、そして在宅障がい児のいる世帯では、市町村民税所得割課税額が7万7100円以下の世帯につきましては、1子目の3歳未満児については3,000円、2子目以降は無料としておるところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） いろいろ難しい条件があるなと思ってはいますけれども、いずれ収入が一定以上あれば、これはシングルマザーでありシングルファザーであり徴収の対象になりますねと。こういう理解でよろしいんですか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

今議員お質しのとおり、ひとり親世帯では市町村民税所得割の課税額が7万7100円以下の世帯については、第1子目、3歳未満児については3,000円、第2子以降は無料としておるところでございます。ただし、市町村民税所得割の課税額、これが7万7100円を超える場合については該当にはならないというところですよ。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君、どうぞ。

8 番（山崎健吉君） それで、今、一定の収入があるとはいえ、私の提案ですが、その分、近くに母とか祖父母とか、そういう協力者がいると思うんですけども、しかし、近

くに協力者がいない。それなりの協力者がいなければ、それなりの、また逆の協力者が必要ではないかと。ある市町村では、出産後に乳児の世話はもちろんのこと買物や洗濯などのサービスをしてくれる、これ、ベビーシッターの派遣制度というのがあるところがあるんですよ。子育て支援を図るには一つの対策かなと、これ、いい対策かなと私は思っているんですけども、いかがでしょうかね、国見町としては。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

当町では、一時預かり保育という事業を行っております。保護者の疲労、病気、冠婚葬祭、育児に伴う負担解消のために、一時的に保育所に預けることができるという制度がございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今、預かり保育があるから、町ではあまり考えていないという話なんですけれども、預かり保育というのは乳児をその場所まで連れていかなきゃならないと、こういう負担があると思うんです。ですからベビーシッター制度というのは母子のところに來るんです。來て受けるサービスなんです。これはいつときでもいいんですけれども大変助かる制度と思いますので、今後、支援策の一つとして考えられることがあれば、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

それから、いいですか、議長。

議長（佐藤定男君） どうぞ。

8番（山崎健吉君） 現在、町外の保育所、それから幼稚園に通園している人がいると思うんですけれども、この人数が分かればちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

今年度、町外の幼稚園などへ通園している子どもの数ですが、3歳児は0人、4歳児2人、5歳児は1人、合計3人です。0歳児から2歳児までの町外の認可保育園への入所児はおりませんけれども、認可外保育所への入所児については把握できないために人数は分かりません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） この件については、最後なんですけれども、最後に町長に伺いたいですけれども、今、お話、ずっとしているんですけれども、今後、国は給食費の無償化などをいろいろ検討していると、こう言われています。昨日あたりの新聞にも県もそういうような要請していますけれども、そうすれば町が現在行っている給食費の財源は少なくなるかもしれない。ぜひ当町はいち早く保育園の完全無償化を行って、子育てに適した町だと、移住・定住に弾みをつけると、こういうような提案したいんですけれども、町長、いかがですか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えいたします。

ご提案あった件については、くにみ学園の構想の関係で、今、子育てをしている保護者の方々と意見交換をしたいと考えていますので、その中でいろいろ議論を深めていきたいと思っています。確かに幼稚園、小学校、中学校の給食費の無償化は近隣の市町に先んじて実施をしましたので、その分の負担というのは、これまで町が一般財源から支出してきました。今後、国がそういったことにきちんと向き合う制度をつくるのであれば、町がこれまで支出をしていた分については、違う施策に反映できるのかなと思っています。

まずは町の考え方、議員の考え方、その受益者となるべき保護者、その意見をまず聞いて、どういったやり方がいいのかということを検討していきたいと思っています。以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

次に、高齢者と若者の健康問題について伺いたいと思います。

私の出したペーパー上、「成人の肥満率は全国でも下位に近いと言われている」ところを「下位」を「上位」に直していただきたい。ちょっと間違いましたのでよろしくをお願いします。

それで、福島県の肥満率は全国でも上位にあると、こう言われています。成人男性については高知県に次いで第2位だと。それから、女性については第1位だと、これが厚労省から発表されているのは承知のとおりだと思います。また、東日本大震災後の児童生徒の体力が大きく減退していると言われております。健康問題は医療問題と直結することであり、当町の取組について伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

当町におけます、まず総合健診の受診者数についてお答えしたいと思います。

40歳以上の国民健康保険者数でお答えいたします。令和3年度対象者につきましては1,769人のうち845人、受診率につきまして47.8%、令和4年度対象者1,693人のうち864人、受診率51.0%、令和5年度におきましては対象者1,665人のうち782人、受診率47.0%となっております。

なお、令和5年度におきましては春の健診ができなかった方を対象とした秋の健診を11月に実施予定ですので、令和5年度の受診率は若干上がる見込みです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） いまのデータは令和4年ですけれども、令和2年のデータも私、ちょっと見ていたんですけれども、令和2年は当然コロナが発生して受診者が大きく減退したと。これは理解できるんですけれども、今年度の申込者は高齢者も含めればコロナ前よりどの程度増えたか、ちょっとお伺いしたい。11月にもやるということなんですけれども、ちょっとその分はこれからですから、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

令和2年度の受診率につきましては29.7%となっております。今年度、令和5年度におきましては47.0%となっておりますので、今年度におきましては、おおむね20%近く増えているという状況であります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 私もちっと資料を見ましたんですけれども、昨年度、今言ったように40歳以上については平均して20.1%だという数字、今、お話しされました。受診率が向上すると、やっぱり病気の早期発見、それから、ひいては医療費の圧縮にもつながると考えられますが、今後こういった受診しない人、平均して20.1%ですから8割の方がやっていない。寝たきりの人もいるかもしれませんが、していないということですから、今後どのように取り組んで受診をしてくださいというような対応をするか、ちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

受診率の向上につきましては、今、議員お質しのとおり、今後、健康のために必要なことと思っております。受診率向上に向けましては、町としまして様々な人間ドック等も含めまして周知徹底を早期の段階から行いまして、受診率の向上に努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） では、2番目は当町の成人の肥満率、これはBMIというんだそうなんですけれども、県内のどのくらいの位置に位置しているか、県内で国見町はどの辺の位置というか、どれくらいの肥満率が高いのかということをおちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

福島県内の比較をするため、今回は市町村ごとの統計を取っています国民健康保険加入者の状況で説明いたします。

令和4年度の国保加入者の健診結果データより、肥満度の指標となるBMIが25以上かつ腹囲が基準を超える人、男性85センチメートル、女性90センチメートルの割合は、国見町では6.0%、令和4年度の国保加入者の864人の受診者のうち約50人となっております。肥満となっておりますので、肥満度が高いほうから県内では59市町村中26番目となっております。福島県の平均は5.5%、全国の平均は4.7%ですから、国見町は全国的に見ても若干の肥満傾向にあると言えます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 今お話があったように、ちょっと肥満率は県では真ん中ぐらいかなというような話なんですけれども、全国的には結論としては、やっぱりちょっと上にあるのかなと思いますので、今いろんな原因とかいろんな対策しているようなんですけれども、ぜひそういった健康情報を流して、町民に喚起を引き続きお願いしたいなと思っております。

続けて、3 番。

それから、現在、当町には平成 28 年でしたかね、町が奨励した通いの場というのがあるんですけれども、約 8 年くらい過ぎたんですけれども、現在、通いの場は 18 か所ある、こう言われていますけれども、当時の人数と現在の人数並びに平均年齢、分かれば教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

通いの場は平成 28 年から開始し、町内 5 か所で 84 名でスタートいたしました。当時の平均年齢は 73.6 歳でした。昨年まで 2 か所休止しておりましたが、2 か所再スタートし、現在 19 か所で 157 人が参加し、平均年齢につきましては 76.4 歳です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） ありがとうございます。5 か所になってから 19 か所ですから、数的には倍にはならないんですけれども、年齢的には 3 歳だけ上がっただけで、8 年たっても 8 歳上がるのかなと思ったならば、そうではないんですね、これね。代謝が激しいということなんですけれども、いいことなのでしょうけれども。

それで、実施箇所は今言ったように 19 か所と増えたんですけれども、その割には人数は増えない現状だと思うんですけれども、私も代表者会議ということで出席させていただいているんですけれども、運動のマンネリ化、それから参加者の高齢化による減少、それから男性が少ないなどいろんな意見が出ております。参加者には運動の魅力、それからマンネリ化をなくすと思っておりますけれども、町の支援策は当初、ご存じのように 3 か月間はインストラクターによる指導があるんですけれども、その後は各所にお任せですということなんですけれども、なかなか素人集団と言ったら私も怒られますけれども、継続する運動がない、なかなか見当たらない。100 歳体操もやっていることもありますけれども、見当たらないという意見がほとんどと言うと語弊がありますけれども多いんですね。

私も、令和 2 年 12 月の定例会で四半期に 1 回か 2 回くらい、もう一回、インストラクターの指導を提案したんですけれども、いまだ実現しておりません。そのときの答弁の内容をちょっと私、見てきたんですけれども、当時の担当者の答弁は、「健康づくりのための運動機会、それから運動機能を充実させる必要は大きいと思う」と。

「民間との連携、協力、介護保険事業対応や設備の導入などを検討していきたい」、こういうことを言っているんですけれども、私が見ている段階では具体的に何を検討

して何を実施したいんだかということにはちょっと分からない。ちょっとその辺を教えてください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

山崎議員にも通いの場にご参加していただいておりますが、町では通いの場だけではなく、いきいきサロンや生きがいデイサービスでも高齢者の運動の場を設けており、参加者の年齢、体力に応じて軽体操、百歳体操のほうを実施しております。今年度は、通いの場において年1回の藤田総合病院の講師の先生を派遣し、運動の効果の検証のほか、InBodyを活用した体力測定、筋力測定を行い、その結果に基づいて保健師、看護師がアドバイスを行っております。さらに幅広い世代を対象とした公民館事業のくにみ観月台カレッジでは、ヨガ、グラウンドゴルフ、レクダンスを通して高齢者の運動の機会を確保しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） それで、今お話あったように高齢者の運動不足、これはどこでもあるんですけども、先ほど言ったように医療費の問題にも直結することですので、再度いろいろお話して運動不足をどのように支援していくかなどを今後ご検討していただいて、ニーズに合ったようにお願いしたいと思います。

それで、次に若年層、特に小中学生の健康問題について、ちょっとお伺いしたいと思います。

国は、毎年、全国体力・運動能力、運動習慣等を調査し行っております。対象年齢は小学5年生、中学2年生ですか、それぞれ点数化し、全国の県や市町村、各学校とそれぞれ集計をして小中学校生徒の体力の向上を目指していると、こう言われています。結果については全国・県平均は公表しているんですけども、市町村や各学校ごとの内容については各市町村の教育委員会に通知されていると、こう聞いております。それで当町の令和3年、それから令和4年度の調査内容について伺いたいと思います。

内容が多岐にわたるものですから全てとは私も言いませんので、小学5年生の肥満度、それから全国・県との比較、あと中学2年生の肥満度、さっき言ったように肥満度の話ばかりなんですけれども、それで同じように運動能力、それから総合評価、この辺をちょっと教えてくださいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、例年、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しております。令和3年度と令和4年度の肥満度調査では、小中学校男女ともに、全国、県とほぼ同等ですけれども、このうち軽・中程度の肥満とされる人数ですが、令和3年度、小学校男子が3人、女子が6人、中学校男子が5人、女子が1人おりました。令和4年度では、同じく軽・中程度の肥満とされた人数は小学校男子が5人、女子は3人、中学校男子が4人、女子が3人でした。

運動能力は、全国、県と比較して令和3年度は小学校男女ともに平均値より高く、中学校は男女ともに平均値より低い状況でした。令和4年度では、小中学校男女ともに平均値より低い結果となっております。具体的には全国・県平均より上回った種目については、小学校では男女ともに握力、そして長座体前屈、立ち幅跳びなどがありました。中学校男子は立ち幅跳び、持久走がありました。女子については平均より上回った種目はありませんでした。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今の数字は、多分、小学5年生と中学2年生の数が少ないものから、なかなかこれイコールこれだという話にはならないかもしれませんが、ある程度の肥満度とかそういうのは分かったと思います。

それで、今年度の当初予算で学力・体力向上対策事業と、こういうのがあるんですね。その中に、目的、概要、効果とこういうことがあって、体力テストの結果を分析し、自校の課題を明確にし、授業の改善、充実を図ると毎年記載されているんですけども、昨年度はどのように改善して今年度は何を実践しているか、ちょっと具体的に教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

この調査について全国、県よりも少し低い状況にあるということから、なぜそういった状況になったのかということとを分析しますと、コロナ禍での活動制限の中で学校活動、子どもたちの意欲の低下へも大きな影響があったと考えておるところです。

小学校では、これまでは休み時間などを活用したJRマラソンというものに取り組んで、走った分だけ距離を記録して、達成感を持って意欲的に取り組んできたところですが。しかし、コロナでの活動制限からこういった活動ができないこと、運動会、学習発表会、遠足など様々な学校行事が全て中止となりました。体力向上に関する意欲の低下、家庭での関心も低くなっていることが要因の一つかなと考えております。中学校でも部活動の練習量の減少、活動の制限、体育授業の制限等が要因として考えられております。

これに対して、どうしていくかということ、改善策ですけれども、小中学校では体力向上推進計画書というものを作成しております。調査結果を評価、検証しながら、持久力、敏捷性の向上を目指したトレーニングに取り組むこととしております。また、意欲向上を図るために小学校では学校行事でのマラソン大会、縄跳び大会、中学校では部活動の活発化、特設陸上部駅伝部の編成や文化祭でのダンス発表など、目標を持って取り組むとともにレクリエーションの機会創出に努めていきます。さらには、早寝早起き朝ごはんなど基本的な生活習慣を家庭と連携して進めていきます。また、保護者参観などを通して、家庭との連携協力を得られるような啓発活動を進めることとしております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ありがとうございます。いろいろと実施はしているなということ
を分かりました。

最後に、中学校の運動部の指導ですね、これについては前回の定例会でも私、若干
質問したんですけれども、この間も新聞等によりますと、地域住民に移行を検討して
いると、こう言われているんですけれども、まだまだというか、福島県でも8割程度
は、まだそこまではいっていないよと、未定だという答えがやっぱり国見町でも多分
中に入っていると思うんですけれども、今、県北中学校の生徒は大分落ちましてとい
うか、人数が174名しかいないんですね。そのうち運動部は4部、108名しかい
ないんです。運動部は4つしかないんですね。あと、文化部というんですかね、これ
は2部で46名、そして、あと何もやっていないと言ったらあれなんですけれども、
部活をしていない人が20名というこういうことなんですけれども、残念ながら部に
よって将来部活がなくなると、こういうおそれが出てくる、こういうこともあると。

たまたま今年も部活ができないで、ほかの中学校に行ったというようなことも私も
ちょっと聞いていますんで、早急に地域移行、来年から始めたいなということですか
ら、検討していく必要があると思いますんで、来年度予定している総合型地域スポー
ツクラブ、これとの連携は今ほどの辺まで進んでいるのか、来年やるというんだから、
もう進んでいると思うんですけれども、どの辺まで進んでいるか、若干見えるところ
だけでもいいですから教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

運動部の部活動の地域移行に関する検討会提言が昨年6月に出されまして、12月
には学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
というものが出されております。文部科学省では全国的にも生徒数の減少が加速して
いること、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の
指導などの教師の負担、地域でのスポーツ団体や指導者等と学校との連携協働が十分
ではないといった課題から、部活動の地域移行を進めていくとしております。

町では昨年度、町体育協会の各種目の代表、スポーツ推進委員、各スポーツ少年団
の代表の方など約30人が参加した部活動地域移行検討会のほうを2回開催し、部活
動の現状や国で進める地域移行について説明して協議をいただきました。また、中学
校の先生へアンケートを行いまして、多くの先生が地域移行を期待していることが分
かりました。今年度は部活動地域移行推進協議会を立ち上げまして、まずは休日の運
動部活動について地域での活動ができるように、具体的な検討を進めていくことと
しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 続けて、総合型地域スポーツクラブについて、お話をさせ
ていただければと思います。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、今年度、設立準備委員会を開催します。その中で設立に向けてのスケジュールを考え、地域のニーズを把握し、プレ事業の開催などを検討してまいります。検討事項が多々ございますので、検討させていただき、令和6年度の運営開始に向けて現在進めているところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 山崎議員のご質問に対して、学校側での部活動の部分と地域型の総合スポーツクラブの部分と、お答えをさせていただきましたが、実は中学校の部活動の地域移行については、最終的な形は総合型の地域スポーツクラブが受皿となるのがいいだろうということ、これは前にもお話をしているとおりではあるんですが、その総合型地域スポーツクラブができてすぐにその全てを受け入れると、これは難しいと思っていますので、学校側は土日の部活動の受皿を、これは町が準備をしていくのがいいだろうと、今その協議会をつくって検討を進めることで、教育総務課長のほうから答弁をさせてもらいました。全体の流れとしては総合型地域スポーツクラブには移行していきますけれども、まず、今の部活の土日の部分、これをまず最初にやっていきたいと思いますということで検討を進めていると。二本立てで検討しているということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ありがとうございます。総合型地域スポーツクラブも福島県ではほとんどのところがやっているということなんですけれども、中身については私もちよっと勉強したことがあるんですけれども、大変難しいんですよ、これ。それを国見町がこれからチャレンジするという事だから、私も興味を持っていると言ったら変ですけども応援していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。私から以上です。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時まで休議します。

(午前10時51分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

(午前11時00分)

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 次に、7番宍戸武志君。

宍戸武志君。

(7番宍戸武志君 登壇)

7番（宍戸武志君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

その前に、2冊、主に参考文献とさせていただきました。1つは、「自治体の危機管理」、時事通信社、田中さんという方が2009年9月に発行されています。それと、「こんなときどうする？地方公務員のコンプライアンス」、鶯養さんという方がぎょうせい社から、令和3年6月に出版。これを主な参考資料としました。

それでは質問させていただきます。

当町における危機管理とコンプライアンスの遵守について。

コンプライアンスの遵守、コンプライアンスそのものは法令等を守るという意味がございまして、二重に響くかなと思うんですけれども、その辺はご容赦お願いしたいなと思います。

まず、危機管理、危機ですね、会社はお客様、株主の信用を失うことで、当町はといえば町民の皆様の信用を失うことというような解釈をしております。については住民やマスコミに対して説明がつかない、説明しても納得してもらえないということからきて、住民からの信頼感の喪失、これが危機なんですね。それと管理、これは疑念、不信が生じることがないように住民のニーズへの的確な対応ということになっていきます。次、コンプライアンス、これは法令等遵守ということで、この2つについて質問させていただきます。

前段、県職員の不祥事が相次ぎ報道されています。不祥事のたびに県は職員に対しコンプライアンスの徹底を図るとの声明を出してきました。相次ぐ職員の不祥事に県の人事担当者はコンプライアンスの徹底を図ってきたが、面談だけでは防げない側面がある。再発防止策を検討し取組に生かしたい。管理職には部下との双方向的な面談や法令遵守に関する意見交換をすることを求める。このことは当町にとっても他人事ではない。当町における危機管理とコンプライアンスの徹底をお伺いしたいと思えます。

まず、第1ですね、コンプライアンスの組織の設置、体制、マニュアル作成等の有無、研修等を定期的に行っているのか。当町には正職員と会計年度任用職員200人強が仕事に就いていると思えます。この方の研修等、当町での取組はどうなっているか、お伺いしたいと思えます。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 7番宍戸武志議員のご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、公務員という職業の性質上、我々は条例法定主義ということで、全ての業務が法定事務であることは当然議員もご承知のことと思えます。その上で、町としてやっていかなければならないことが幾つかございます。

まず1つ目、これは服務の宣誓です。職員として採用された日、辞令の交付を受けた際に、職務の宣誓に関する条例に基づいて内容は、「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」との宣誓を行い署名をいたします。

それについて2つ目ですが、内部研修の実施ということになります。新たに採用された職員につきましては、採用された日から2日間、庶務、財政、文書、例規、防災等などについて総合的な研修を実施をいたします。また、職務における様々なカテゴリーにおきまして、国や県及び関連団体が主催する公務における研さんが必要な研修を随時受講させているところでございます。

3つ目でございますが、採用された年度の前期と後期に分けて集中的な研修ということで、ふくしま自治研修センターで実施される新採用職員研修を受講させているところでございます。また、年次が過ぎていきますと、それぞれの職に応じた研修についても、その時点で受講をさせているところでございます。

4つ目ですが、組織の体制ということでございますが、それぞれのインシデントに応じた対策本部を設置し、BCP計画にのっとり対応できる体制を整備しているところでございます。また、毎週開催する庁議において、報告・連絡・相談を密にすること、さらには情報の共有、理解を行うことを徹底しているところでございます。

5つ目、マニュアル等についてでございます。行政対象暴力に対応するマニュアルの整備のほか、各種要綱、または計画に準じてマニュアルを整備しているところでございますし、その他、防犯カメラの設置や電話の録音なども危機管理に対応して運用しているところでございます。

6つ目、人事評価と職員の倫理についてということでございますが、毎年度初めに能力及び業績のそれぞれの評価に向けた目標の達成に向けた方法、手順等を掲げ、上司との面談を実施しながら1年間の業務の進め方などを話し合っているところでございます。今月には副町長、教育長による管理職ヒアリング、10月には総務課長による係長及び新採用職員のヒアリングを行い、組織運営の参考にしているところでございます。また、総務課の研修担当では、新採用職員に対する振り返りなども実施をし、多様なスキームで共通理解を深めながら、危機に対応できる環境を整えているものと考えているところでございます。

最後に、例規についてです。

例規については、職員の不祥事等が主なものとなりますが、分限や懲戒に関する条例や規則、そして職員倫理規則などについても地方公務員法の趣旨にのっとり整備をしておき、不祥事等があった際には、それぞれの条例、規則、要綱等にのっとり対応しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） それでは、マニュアルは作成されているということで解釈してよろしいんですね。それと研修は毎年やっているということで徹底されているということで理解してよろしいですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 危機管理ということであれば毎年ということではありませんが、様々な研修がございます。業務に応じた様々なカテゴリーの研修については、年次に

応じて実施をしておりますし、その担当部署部署においてやらなければならない研修もあるということですから、そういったものについては実施をしているということでご理解をいただきたい。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） それでは、2番目に移ります。

民間を律する法令や会計制度等を理解した上での連携が必要になると思います。民間との協力、それと地方創生事業についても民間との関わり合いを持つと思われれます。そのための研修会の有無、例えばマネーロンダリング、今回、若干それに近いというか資金洗浄の問題とか、このような形の、あと会計規則とかそういう研修会とか行っているのかどうか、お伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、財務会計に係る部分につきましては、採用になった時点で財務規則を基に研修を行っておりますので、そういったことで対応しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） それでは、官民連携パートナーシップの拡大ということで、それに伴うコンプライアンスの範囲とかも拡大していると思うんですね。そういう勉強会とかを徹底してやっているという解釈でよろしいですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） そういった業務というのは、そうそうあるものでもございせんし、なんでかんでやらなければならないというふうには考えておりません。ただ、地方創生とかそういったもので必要ということであれば、民間のそういった機関でやっているような研修等があれば、参考に受けることも可能ですし、そこは任意の部分になるのかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） そういう研修会、過去にやったことがあるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 特にやったことはございません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 次に移ります。コンプライアンスの徹底・遵守に基づく当町における危機管理について見解を伺います。

これ、なぜ聞くかといいますと、私、ちょっとこの辺、危機管理不足なのではない

かなということで5項目挙げました。ちょっと言わせてもらいます。

まず、三役の給料の上げ下げ問題ですね。去年、元に戻して3月に下げたと。その理由がちょっと分かりにくい。疑問を持っている方が多い。

2番目、総務課長の昨年6月の等級1級ですね、上がった。これ、町村でも珍しいというような形で、これは執行部の専権事項なので我々議会は関係ないと思うんですけども、町民への説明不足があるのではないかな。これ1等級上がることによって何があるかということ、年収はもちろんです。退職金にも跳ね返るんです。その辺ちょっと不信感を持っていらっしゃる方がいるということは現実です。

次、3番目、住民監査請求。初めて、今年、国見町、住民監査請求なされました。中身見てみますと少額なんですよね。その間、時間、結構あったんですよ。その対応が多分後手後手なので、こういう住民監査請求になったと思います。これについて、やっぱり住民の方の不信があります。

次、4番目、くにみ学園でのワンテーブル、くにみ学園基本構想策定委員会にオブザーバーとしてワンテーブルが出ているんですよね。これについて勘ぐられても仕方がないんですよ。2人が出ているときもあるんですよね。この辺もちょっと脇が甘いのではないかなと思うんですよね。

5番目、昨年9月の町長の最終日の最後の挨拶、その中で相当議会批判をしました。中身は相当ひどいものです、誰考えても。これでやはり不信感を持ってしまいますよね、何を考えているんだと。また、この挨拶に事前に議長のオーケーをいただいたと。それはいただいたことについて、だから私は多分発言したと言うんですけども、内容そのものが、やっぱりこれアウトなんですよね。その辺、やっぱり脇が甘いのではないかと思います。この辺も含めまして危機管理についてお伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） いろいろと伺いましたけれども、危機かどうかという判断は個人ごとによって違うものかなと思っています。町としては、それぞれ政治的部分は別にしても、事務的な部分については全部整理をして議会におはかりをしながら了解をいただいている部分については、そのように対応しているということでございますし、その他の部分については、ちょっと私の担当外の部分もありましたんで、そこは答えは控えさせていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） この点について住民の方に不信感はないということで、町長、どうなんですかね。

議長（佐藤定男君） 宍戸君、危機管理という問題はちょっと外れているような。5つのことについては過去に終わっている事象ですので、前向きな危機管理についてご質問をお願いします。これからの危機管理。

宍戸君。

7番（宍戸武志君） それを踏まえて、今までの反省というか、あると思うんで、今後ど

のような形の危機管理を行っていくのかお伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議員おっしゃられるとおり、町の意向とは別にして、住民の方々がそういった感情を抱かれるような事態は、なるべくなら避けなければならないなと思っておりますので、そこは業務の進め方も含めて町が全体一体となって、きちんとした条例法定主義になりますけれども、そこをきちっとグリップをきちんと利かせてやっていく必要があると思います。なるべく個人判断させない、全体で協議をするとか、そういったものが絶対必要になってきますし、そういったものを含めて、部下から上司まで含めてきちんと対応できるような体制をしていく必要があるんだろうなと思っております。

あとは、危機管理、先ほど議員からもご提案があった、そういったものに対する研修等があれば、そういったものがどういった形で開催されるか分かりませんが、そういったものがある場合には積極的に参加をして、それで持ち帰って、また各職員にフィードバックをしていくような、そのような体制は考えていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 次に移ります。

危機管理に対する組織、マニュアル等はあるのか。例えば危機管理マニュアルとか、それと危機管理室まではいかないですけども、そういう担当者がいるのかどうか、それと研修ですね、主に責任者向けだと思います、危機管理は。こういうことをやっているのかどうかを聞きたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 一番最初の質問でも答弁はしていると思いますが、研修については管理者だとか係長クラスであれば、自治研修センターのクラスの研修の中ではそういったものは含まれて研修をさせているということになります。

あとは、マニュアル、組織でございますが、マニュアルについては先ほども申し上げましたが、行政対象暴力に対するマニュアルは当然ございます。あと情報、セキュリティを守るためのマニュアル、要綱も含めて整備してはございます。あとは組織ということになります、組織としては庁議が一番大きな組織ということになります、そのほかに組織等検討委員会とか、そういったものできちんと議論させていただいて、危機管理については対応を図っているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 研修は定期的に行っているんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 先ほど申し上げましたとおり、自治研修センターの職員ごとに4年、8年とか12年とか、あとは係長になったときとか課長になったとき、そうい

った形で定期的にその中のカリキュラムにそういったもの含まれているということでもありますので、実施をしているということになります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） それでは、庁内ではやっていないということによろしいですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 庁内でやるかどうかという問題ではないと思います。そういった場所があればそこに行って受けるということになりますから、庁内でやるとかやらないとかの話ではなくて、ふくしま自治研修センターでそういったカリキュラムにのっとってやっているということであれば、それはきちんとやっているということになると思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 自分たちで率先してやっていないということと思うんですけども、この辺は次の問題にお伺いしたいと思うんですけども、5番目、事案対応で叫ばねばならないのがマスコミによるキャンペーン報道と言われています。マスコミ対応についてお伺いしたい。

これ、危機発生時における初期、マスコミの対応は基本中の基本だと言われております。最初に与えた印象が報道に多大に影響を及ぼすということで、マスコミ対応の無知でその後の対応が困難になってくるというような事例もございます。今回、若干そのような問題があるかなと思うんですけども、その辺お伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

事案が発生した場合、内容等にもよるんですけども、情報収集に当たりますとともに、内容によっては顧問弁護士と相談の上、対応を行っていきたいと考えております。

ただ、マスコミですから、我々が言ったからといってそう直すとか、そういった話にならないので、この辺はなかなか難しい問題なのかなと考えております。その辺については、その後の対応方針について弁護士と相談しながらということになるのかと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） それでは、マスコミ対応はきちんと丁寧にやっているということと解釈してよろしいですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） どういった内容かということもありますけれども、それに応じて取材等があれば当然真摯に対応するということになります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） ぶっきらぼうにはなっていませんよね。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） そのようなことはございません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） では、次の質問にいきます。

今の社会、法的に問題ない、手続上問題ないだけでは理解されません。中でもこういう公務員という役場という組織の中では、この辺が大きいのではないかなと思います。コンプライアンスを守ることは当たり前、社会的、倫理的責任が強く問われています。対応できているかお伺いします。

ということは、よく窓口の対応が悪いとか、行っても挨拶されないとか、そういうことから来る住民の不信感ってあるんですよ。だから、その辺の例えば接遇研修とかやっているのかどうか、お伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

公務員であるということでございますので、先ほども申し上げました憲法をはじめとする各種法律、条例にのっとり業務を遂行する義務があるということは、我々職員、皆、承知をしているところですし、社会的・倫理的責任についてもしっかりと認知をしながら業務に当たっているということでございます。窓口の対応が悪いとかそういった話もございますが、内容によってそういったことも見聞きをしますので、その際には内容を聞きながら注意をしたり、そういったこともしたりしているところでございます。

あと、接遇ですけれども、接遇については自治研修センターでもやりますが、今年については今月末ぐらいに、JALのキャビンアテンダントの経験者をお願いしまして、地域連携事業として実施をするということで計画をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） こういう役場等是一種のサービス業だと言われています。この辺もやはり住民の方の接遇とかは慎重に、または親切にお願いしたいなと思います。

次に、7番目、いきます。

危機管理は首長一人の問題でもなければ幹部職員だけの課題でもない。一人一人の現場の職員として組織全体の問題として取り組むことが必要だと言われております。

この点、対応できているか、お伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

町としては職員倫理規則というのがございます。これを基に職員全体の問題として

様々なコンプライアンスに対する取組もしておりますが、よりよい理解を深めていくよう、この取組を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 次に移ります。

最後なんですけれども、リスクのない事業はないということで地方創生事業、これは民間の知恵を借りた事業とかございますんですけれども、こういうことを言っている方がいらっしゃるんですよ。近年、業者側のアプローチも高度化、長期化、戦略化してくると。民間は商売。ボランティアではございません。よほど危機に対する意識を磨いておかないと足元をすくわれる時代となったと言われております。

この点、若干、救急車の問題も絡めて危機管理とリスク管理、今回救急車のリスク管理、これ金額が4億円という事業なんです。これ、あまりにも多過ぎた事業ではないかなと、リスクが大き過ぎるのではないかなと。当町の予算60億円強ですね。その辺のリスク管理が適当だったかどうか。それと、やはり1億円以下だとあまり騒がれない。これが4億円という形で、ちょっと大きく取り上げられたのではないかなと思います。

それと、次、説明がつきにくいということで私も住民から聞かれるんですけれども、説明してほしいと言われても、説明するんですけれども、なかなか納得いただけないということで、それと中身的にやっぱりマネーロンダリング、資金洗浄とか、そういう問題も、ふるさと納税自体が匿名ではないですけれども、3社黙っていてくれと、表に出すのは。その辺からして、ちょっときな臭いなというような。

それと、ちょっと複雑な仕組みになっておりますよね。これもやはりリスクが大き過ぎた、危機管理が行き届かなかったのではないかと思います。この辺、当町の考え方を伺いたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

新たなまちづくりであったり、町民の福祉向上のために取り組んだ事業に対して町民の疑義が寄せられていること、これは重く受け止め、現在、第三者委員会を設置して客観的、中立的、そして専門的見地から、これまでの業務の進め方であったり判断過程に対する検証をお願いしています。その結果を受けて、これまでに行ってきた町の行政運営、これについて見直すべきことが明らかにされた時点で、これまでの行政運営全体の見直しを図ることとしています。

これと併せて、これまでの町の危機管理とリスク管理に関する考え方を答弁いたします。

総務課長の答弁にもありましたとおり、危機管理とリスク管理の大本にあるのは国の法令、法規、通達、マニュアル、そして町の条例に定める公務員倫理と行政組織の法令遵守です。ただ、一方、住民サービスの点から考えたときに懸念されるのは、行政組織が法令遵守にばかり気を取られ、法令を守ることを目的にしまうと、

法令、法規を表面的あるいは杓子定規的に職員が解釈をしてしまっただけで、法令さえ守ってればよいとか、あるいは法令に規定されていないことだからできませんと、法令遵守を理由に町民の要望に応じないといった悪い予想もされることがあります。

これは、法令の目的であつたり行政組織の目的からすると本末転倒ですから、行政に求められる住民の要望、行政組織の目的を達成するためには、法令遵守と併せて個別の法令や法規が制定された理由であつたり目的、これを理解して、その上でその法令遵守の範囲の中での柔軟な解釈であつたり運用、あるいは法令、法規の不備を補う対応、これも含めて法令遵守の意味だと解釈したほうがよろしいのではないかと考えています。

そのための意識づけ、これは庁議であつたり個別の決裁などで常時発信をしていくということ、また行政組織への不信、これと法令遵守の面では組織の倫理が町民の価値基準と乖離していることがあるかもしれないと意識をすること、加えて、行政は過ちを起こさないという意識ではなく、行政も過ちを犯すことがあるかもしれないといったことを前提にした組織の意識づけ、これもこれまで同様、継続をすべきだと考えています。

さらに、行政組織の危機管理とリスク管理に重要なこと、これは地方公務員のサービスの根本基準、これを定めた地方公務員法の第30条と職務専念義務を定めた第35条、これらを徹底理解をすることだと思っています。そのための意識づけの機会、これも常時設けていかなければならないと思っています。

これらのことを徹底して、過疎の指定を受けた私たちのこの町のまちづくり、これを進めていくこととしたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 最後に、危機管理は何のために、誰のためにやるのかと。これは誰のためではない、自分と自分の家族の今の生活を守るためであると言われた方がいます。ぜひこの辺も踏まえまして危機管理、リスク管理を行っていただきたいなと思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） 次に、12番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（12番松浦常雄君 登壇）

12番（松浦常雄君） さきに通告しておきました1点について質問します。

「くにみ学園構想」についてです。

一部の新聞報道で明らかにされたワンテーブル社長の発言を町は事実と認め、その発言を町との信頼を損ねるものと判断し、ワンテーブル社との4つの契約を解除しました。ワンテーブルの社長は、くにみ学園建設についても言及しています。くにみ学園計画にワンテーブルの社長の関与はなかったのか、伺います。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 12番松浦常雄議員のご質問にお答えします。

くにみ学園計画、基本構想に関するワンテール島田氏の発言は、私どもの知らないところで発言をされたものであり、その本意は分かりかねます。基本構想策定にあたり、国見町「官民共創コンソーシアム」に参画する企業の中から3社4名を地域活性化起業人として委嘱しました。ワンテールは国見町「官民共創コンソーシアム」の事務局をしていましたので、事務局として町と地域活性化企業人とのスケジュール調整等を担っていました。また、基本構想策定委員会の会議には地域活性化企業人が傍聴者として参加していましたので、ワンテールは、この官民共創コンソーシアムの事務局として記録を取るために同席をしていたものです。策定委員会での発言は認めておりませんでした。

町がくにみ学園構想に着手をした発端は、認定こども園の検討を進める中で保護者の声、幼小、小中のつながりの課題、教育施設の在り方の課題、これに目を向けたときに保幼小中の保育・教育について広く検討すべきとの考えに至ったためです。

しかし、保護者はじめ町民皆様への説明が不足をしているとのご指摘、あるいはワンテールからの提案だったのではないかという誤解、これを払拭できない状況となったことから、ここまでの基本構想は凍結をし、新たにゼロベースからの教育、子育てについて議論を進めていくということにしたものです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） くにみ学園基本構想策定委員会のメンバーには入っていないけれども、委員会にはワンテールから2名、あるいは地域活性化起業人から3名、そしてそういう会議に実際に加わっているということ、そして、そのワンテールの社長がユーチューブでいろいろ話しているんですよ。まるっきりくにみ学園にワンテールが関係していなければ誰も信用しないでしょう。しかし、実際にその会議で発言はしていなくても、この官民共創コンソーシアムの事務局としてリーダーシップを発揮しているのがワンテール社ですよ。そういう人が町との関係を具体的に発言しているんですよ。

まず、道の駅で販売するモモゼリーで国見町と親しくなり、高規格救急車で深く国見町の財政に食い込み、くにみ学園建設という大きな事業を手に入れるということを行っているんですね。それを多くの町民はユーチューブで聞いているわけです。そういうことから、町民の多くはワンテールが提案したのではないかというふうな疑念を持っています。

今、教育長はまるっきり関係ないというふうに話しますけれども、こういうくにみ学園基本構想策定委員会にも入っていて、しかも官民共創コンソーシアムの事務局も務めているそういう社長が、こういう具体的なことを話している。いくら教育長が否定しても、町民は本当かなというそういう疑問は持ち続けているんですよ。私は今後とも、まるっきり関係ないというのであれば町民に分かりやすく説明していく必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをします。

先ほど申し上げましたとおり、策定委員会の会議に地域活性化起業人が傍聴として参加をする、このことは彼らが全国の新しい知見を持っていたり、あるいは大学での研究の成果を持っていたり、そういうようなことをアドバイスをいただくということで傍聴させていました。そこにワンテーブルは、あくまでもその地域活性化起業人がコンソーシアムの一員だということで事務局で参加をしていたということになりますので、私どもは先ほど答弁したとおり、いわゆるワンテーブル、あるいはそのワンテーブルの島田社長が、このくにみ学園構想を発端にということではないということ、はっきりと申し上げているところであります。

ただ、そのことが松浦議員おっしゃったように払拭をされないというところの部分が、これは事実として住民説明会でも意見が出されておりましたので、今回の新しい方針ということで表明をしたということになっています。ただ、私ども本当にワンテーブルが関与したというところはないというところは事実ですので、それ以上のところについては、これ以上分かりやすくというところを申されても、私どもで関係がありませんということしかちょっとお伝えできないと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） では、別の観点からです。去る3月30日の議会全員協議会で、くにみ学園の提案は教育委員会が行ったのかとの私の質問に対して教育長は、くにみ学園計画は、当初から町の第6次総合計画に位置づけられて盛り込まれていると答えています。私はそういう意識がなかったものですから町のホームページを調べました。そうしたところ、4月の段階ではくにみ学園のことはなくて、認定こども園のことが入っているんですね。認定こども園の整備と保育体制の拡充というところで、4月の段階では「認定こども園を整備し、幼稚園、保育所から段階的に移行することで」と書いてありますが、これが9月1日にはどうなっているかという、「認定こども園は小中一貫校と一体的に整備し」と書かれています。今まで認定こども園だけだったのが「小中一貫校と一体的に整備し」と書かれているのですね。私は、これ変わっているのではないかということで、4月7日に施設課長同席のところ、教育長に質しましたところ、変更しているということでした。

こういう大切なことは議会に説明したんですかと私は教育長に尋ねましたが、しているはずだということで調べました。教育施設課長が一生懸命タブレットで探しておりましたが、ありませんということなんですよ。つまり、私たちにはその変更の説明はなかったということなんです。こういう大切なことは、やっぱり執行部のほうで議会にちゃんと説明して、それを説明した後でいろいろ進めなければならないのではないかなと私は思ったわけです。さきの説明、3月30日の説明と4月7日の私の質した説明、大きく食い違ったのはどうしてなのか、伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、松浦議員のご質問の中で、私が3月30日の議会全員協議会で、当初から町の第6次総合計画に盛り込まれているということでお答えしたと今お話がありました。この部分、私も確認をしたんですが、3月30日の議会全員協議会では、くにみ学園の話を持ち出したのは誰かという質問に対して、私が第6次総合計画にうたっていますという答弁をしたものです。その後、松浦議員が私を訪ね、総合計画のどこに記載されているか、これ尋ねられましたので、前年の8月に改定しているという旨のお話をしているところであります。

3月30日の段階では、総合計画は昨年改定をした後のものになりますので、私はその意味でうたっていますと答弁をしてございますので、その意味では当初からそのように盛り込まれていたという答弁はしてございませんので、ご理解をいただければと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 確かに、私の受け取り方が間違っていたのかもしれませんが、私は第6次総合計画に盛り込まれているということから当初からと判断したわけです。それで不審に思って調べたということです。4月7日には変更ということは話聞きました。そのとおりです。そういう食い違いは理解できました。

次に、第1回くにみ学園基本構想策定委員会、これが昨年9月2日に開催されているんです。その前日の9月1日付で教育長が今話した第6次総合計画の一部変更が行われているわけです。

おかしいと思うのは、先に総合計画の一部変更を行ってからこういう作業を進めるべきではないのかなと思うわけですが、その点、非常に疑問に思っています。とにかく私の頭の中では、総合計画に4月の時点ではなかったにもかかわらず、くにみ学園構想について議会に説明したと。あと、ワーキング作業を進めたり、あとは、くにみ学園基本構想策定委員会のメンバーの人選もずっと進めているんですね。そういうのはちょっとおかしいのではないかな。先に変更して、そしてその後やるべきなのに、くにみ学園構想策定に向けてどんどん進めて、最後に総合計画の一部変更を行っている、こういうことは大きな問題ではないかなと私は思っています。それについてはどうでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、時系列で少し整理をさせてください。昨年の4月の末ですね、私ども議員懇談会で議員の皆様、くにみ学園の基本構想を進めていきたいということでご説明を申し上げました。その後、過疎計画の策定が必要だということになっていましたので、過疎計画の中に盛り込む事業について、ずっと検討してきたと。その過疎計画の中に盛り込む事業については、これはくにみ学園の構想も入っていました。

その過疎計画に盛り込む事業ということで議論をしてきた中で、過疎計画に入る事

業については総合計画に規定をしているということが必要になってくるということがありましたので、総合計画の見直しについて昨年8月の末に総合計画審議会を開催していただいて、過疎計画及び総合計画の部分での答申をいただいたというところになります。さらに過疎計画については昨年9月の議会でお認めをいただいたというところになります。総合計画については審議会でお話をいただきましたので9月の初めに改正をしたと。年が明けて今年の3月の全員協議会でお話をしたというような時系列になってございますので、確認をさせていただきました。

この第6次総合計画の変更についてというところで、この6次総計、いわゆる総合計画の部分については、条例で規定をされているのが基本構想、これは町が目指すべき将来の姿ということで、今回6つのまちづくりを掲げていますが、この基本構想というのは、まちづくりの方向性を左右する重要な事項ということで、この変更する場合、あるいは新しくつくる場合については議会の議決を要するというところで条例で規定をされています。

一方、この総合計画の中の基本計画、基本構想と基本計画という部分がありますので、一方の基本計画の部分については6つのまちづくり、重要な部分ではありますが、その6つのまちづくりを実現するために41の施策と、それらの施策を横断的に展開するための重点プロジェクトで構成をしています。この基本計画の部分については町長が必要に応じて変更できる事項として、具体的には総合計画審議会での審議を経て変更できると条例で定められているものであります。

くにみ学園構想の部分については、先ほども言いましたが、この基本計画の施策の方向性、これを示す部分でありますので議決は要さないということになります。このため、昨年8月23日の総合計画審議会でお話をいただいて変更することに異議はありませんでしたので、改定を行っているということになります。

なお、この審議会には、議会を代表して当時の総務文教常任委員長並びに産業建設常任委員長が審議会の委員として出席をいただいております。ただ、改めて議会への報告、説明の機会を設けなかったということについては、大変不足をしていたなど真摯に考えてございます。

この総合計画を改定した背景につきましては、先ほど申し上げましたが、過疎地域の持続的発展計画を策定する中で、くにみ学園の整備事業あるいは基本構想の教育振興施策、これを盛り込む必要があったと。その盛り込むためには総合計画にも反映していなければならないということで進めたものであります。

なお、過疎計画そのものにつきましては、昨年7月に議会全員協議会の中で説明をさせていただいております。町民皆様への周知については、総合計画の改定については町のホームページで、また、ここには新旧対照表も載せてございます。過疎計画については概要版を配付ということでお知らせをさせていただいております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 今の教育長の答弁で、6次計画関係のことは理解できました。た

だ、私が理解できない点は、総合計画の変更は8月の審議会を経て9月1日付で行われている。そこまでは理解できたんですが、その次の日に、くにみ学園基本構想策定委員会が開催されている。私、何回も言うように、その総合計画の変更の後にこういうくにみ学園基本構想策定委員会の準備などはすべきではなかったのかな。並行してやるよりも先行して行われている。委員会を開くにしたって二、三か月はかかると思うんですよ。人選をして承諾を得て、そして通知を出して、そして会合を開くわけですから、それ相当の日時がかかるわけです。なのに、変更した次の日に第1回くにみ学園基本構想策定委員会を開くということで、もう先にどんどん進めているという、こういう手続が非常に不自然であり、こういうことでは町民の理解は得られないと思うんですが、どうでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、9月1日に総合計画の改定が発効して、9月2日にくにみ学園基本構想策定委員会の第1回目の開催ということで、この2つの事項が連動していることではないということだけ、ご理解をいただきたいと思っています。あくまでも総合計画の改定の部分、これは過疎計画の中で必要性が出てきているというところもあって改定をしているというところ、また、その過疎計画については議員皆様にも議会にも説明をさせていただいて、議決もいただいているというところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っています。

それから、くにみ学園の基本構想の策定委員会、確かに議員のご指摘のとおり、やっぱり2か月、3か月前から、あるいは人選というところから始まっていくということがありますので、そういう意味でいえば改定の前に始まっているというところのご指摘のとおりであります。ただ、私どもは4月の段階で議会にご説明をした、くにみ学園構想を進めていきますというところでお話をさせていただきました。そこから実質的には5月からになります。様々な方との意見交換あるいは先生方との意見交換、コミュニティ・スクール委員会での意見交換等をさせていただいて準備をして、9月に初めて委員会が立ち上がったというところでございますので、その流れ、手続として前後して、まずはその改定が先ではないかという点については、きちんと説明をしている中で進めてきたという理解をしておりましたので、逆にそういうことについて松浦議員が不審に思ったというところについては、もしかしたら私ども説明が足りないというところがあったのかもしれないので、その点があれば、ここで足りなかった部分ということで真摯に受け止めたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 教育長の話は分かりましたが、くにみ学園問題は、そもそも最初になぜつくる必要があるのかという、そここのところの説明が私は欠けていたのではないかなと思うんです。新しい学校をつくるからには、当然誰でもが理解できるような必然的な理由というのがあると思うんです。最初にくにみ学園ありきで始まって、そし

て後でいろいろ理由づけをしているのではないかなと思われるわけです。まず、こういうわけで作る必要があるんですということを最初に説明して理解してもらうことから始まらなくちゃならなかったはずなんです。

それ、小1プロブレム、中1ギャップ、いろんなことを後づけして、そして、こういうことだから今の学校問題を解決するには新しく学園をつくらなければならないと、そういうことではなくて、最初にこういうわけで作る必要があるんですが、どうでしょうかということでも理解を深めていって、なるほど、必要だなということであれば、みんな協力していくと思うんですよ。ところが、くにみ学園つくるんだということが先走って、そして財政を抜きにして夢のような理念だけが先走って、この理念に反対する人はいないと思うんですよ。いいことばかり書いてあるんですから。ただ、それが国見町にとって必然的、避け難い、そういう問題だというふうに受け止められるようなものではないかなと思うんですが、くにみ学園の構想の最初、私たちがもらった資料では、小1プロブレム、中1ギャップ、あとは不登校問題、いろいろ書いてありますけれども、全国の過疎地の多くの学校が抱えている問題なんです。その論理でいきますと、過疎地の学校はほとんど全て、くにみ学園みたいな何々学園をつくらなければならないという論理になってしまうんですよ。やっぱり最初の出発点で、どうしてもつuturaなければならないんだという根拠、それが明確でなかったということに大きな理由があると思いますし、議会にも町民への説明も甚だ不十分なまま進められてきた。それで多くの町民の理解が得られていないということになっていると思うんです。

町長は、この議会の施政方針の中で、くにみ学園は中間報告のまま凍結し、保護者等の意見を聞きゼロベースで議論を始めると言っていますが、凍結と白紙撤回はどのように違うのか甚だ分かりにくいんです。また、ゼロベースで議論を始めると言うが、凍結したものを解除することはあるのかどうか、これもよく分からない。

議長（佐藤定男君） 松浦議員、通告書の内容とちょっとずれているような気がするんで、最後の質問をお願いします。

12番（松浦常雄君） はい。甚だ私は疑問が多いということを指摘して私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） よろしいですか。

12番（松浦常雄君） はい。

議長（佐藤定男君） 教育長、どうぞ。

教育長（菊地弘美君） 松浦議員から今ほどご指摘をいただいているところについて、少しお話をさせてください。

くにみ学園基本構想については、先ほど来お話をしているとおり、まずは今年の4月の段階で議会の全員協議会、議員懇談会にお話をさせていただきました。そのときには複数の議員から、きちんと保護者の意見を聞いて進めてほしいということでの要望が出されていまして。私どもは、そのことはとても大切なことだと理解をしておりますので、その部分について準備をしていました。ワークショップあるいは報告会、

シンポジウム、様々な事業として住民の方の意見、保護者の方の意見をということで腐心をしてきました。

ただ、現実的にそのことが多くの町民の方、あるいは保護者の方に理解をいただいていたなかった、もしくは、そのことをきちんと私どもが説明が不足をしていたということは指摘をされているところでもありますので、そのことについて本当に真摯に反省をして、これから対応していかなければならないと考えているところです。

ただ、これからの部分については町長が議会の冒頭で表明をしたとおり、ゼロベースから始めるということでお話をしたとおりであります。まずは保護者の方のお話を聞かせていただいて進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁いたします。

今回の6月定例会の行政報告と提案理由の説明の中で、町長として、このくにみ学園についてのお話をいたしました。まずは国見町の少子化が加速をしているということ、また、子どもは国見の大切な宝物だといった認識を持っているからこそ、町は十分にその批判を真摯に受け止めなければならぬと考えました。そのために一旦凍結してゼロベースからというお話をいたしました。

その根底にあるのは、今お話をしたとおり国見町の少子化が加速をしていること、あるいは子どもは大事な宝物だという認識を我々が持っているということ。ですから、親たちの子育ての環境であったり、あるいは施策、そういった、くにみ学園をつくるのが目的ではなくて、その先にあるものというのが大きな目的として国見の子どもたち、あるいは子どもたちを一生懸命育てている保護者たち、その子どもと子育ての環境、これをゼロベースから話合いをしたいと思ったから今回の決断をしました。

子どもと子育ての施策を一緒に考えるということ、これについては議会も町民の方々も異論はないものと思っています。くにみ学園だけをとってしまうと、また話は変わってきますが、それではなくて、子どもと子育て、これの施策を一緒に協議をしましょうと、していただけませんかという、そういったゼロベースでの仕切り直しをしたいと考えたから今回の決断をしました。どうぞご理解ください。

子どもたちの出生数を先ほど山崎議員のご質問にも答弁していますが、本当に少なくなっております。そういったことを考えたときに、まずは国見に住んでいる子どもたち、あるいは育てている親たちが、国見っていいところだよなと思ってもらえるような施策を展開していくこと、それが外に広まって行って、国見で子育てをしたいと思ってもらえるような人たちを増やしていくこと、その先にあるのは、ではそういった人たちをどうやって受け入れていくのかと、そういったことを今回のこの仕切り直しの後に町民の皆さん方と一緒に議論をしていきたいというふうに考えましたのでご理解ください。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） これで私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時11分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 一般質問を続けます。

次に、5番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

（5番蒲倉 孝君 登壇）

5番（蒲倉 孝君） 令和5年第4回国見町議会定例会にあたり、先に通告いたしました内容について質問させていただきます。

まず1つ目、官民共創コンソーシアムについてでございます。

このうちの1つ目、現在はどのような活動、または事業を行っているか伺います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 5番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

官民共創コンソーシアムにつきましては、本年3月に事務局であったワンテーブルとの契約解除以後、事業は行っておりません。また、カプコに参加していた13の企業、個人については事業の取り止めを周知しております。カプコ自体の活動も行っておりません。

今後は第6次総合計画に基づき過疎対策や移住・定住対策など課題を絞り込み、課題を解決できる企業と連携を模索していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。では、これが第6次国見町総合計画、たしか101ページにも掲載されていたと思いますので、進捗状況は、随時またご報告いただけますようお願いいたします。

次、（2）番です。皆さんご存じの宇都宮市に管理保管されております企業版ふるさと納税を活用して作製した救急車、こちらの寄附等の進捗についてお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

4月7日に動産の取得を議決いただいた後、町が構成員となる伊達地方消防組合、公立藤田総合病院、川俣町、災害時応援協定等を締結している北海道ニセコ町、栃木

県茂木町、岐阜県池田町、交流町である岩手県平泉町に無償譲渡の打診をし、加えてウクライナへの寄附を想定し、日赤福島県支部へ訪問しております。

また、新聞報道等により、その他消防組合の一部組合から数件の問合せ等がございます。6月28日に町長の行政報告では無償譲渡の法的根拠の整理について総務省に確認中と申し上げましたが、去る6月30日に総務省から回答がございまして、同じ消防救急行政を担う市町村間の寄附となるため、直ちに地方財政法第28条の2項に抵触するとは考えにくいとの回答がございましたので、今後、打診をしている一部事務組合などと手続を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） よかったです。2か月経過しておりましたので心配しておりましたが、総務省からの回答も来たということで、12台の寄附は早急に進めていただきまして、決定した物件だけではなくて、例えばこういった問合せがありましたとか、そういった進捗というのも随時ご報告いただきますようお願いいたします。

次に移ります。

高規格と説明あります救急車なのに、なぜ医療機器を追加装備する必要があるのか伺いますが、これは一部の報道機関で、何もついていない車両と町民の方に伝えられております。救急車両とかという特殊架装車両という分類になりますが、これは車販売業者の方はもちろん、関係者の方はご存じだと思いますけれども、全て受注生産であり、金額も装備も様々でありますので、一般の車両とは違うと思います。そのことも踏まえてご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

高規格救急自動車は、救急救命士が同乗し、車両内において一定の医療行為を行う救命活動を可能とした車両ということになっております。搭載する医療器具は救急自動車を運用する各消防組合消防本部、それを受け入れる地域医療機関の体制などにより必要に応じて異なり、利便性やコストの観点から一律に装備するよりその地域に応じた装備とすることが必要という考えから、医療器具を除きたいいわゆる一次艀装のみの仕様となっております。附属している装備につきましては電動ストレッチャー、カーナビ、医療器具を取り付けることのできるレール、その他棚など、その他のいわゆる標準的な仕様ということといたしました。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） そうすると、医療機器を除いた一次艀装の仕様ということですが、その仕様書というのは公開できるものなんでしょうか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

開示請求をしていただければ可能ということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 承知いたしました。では、早速申請して仕様書のほうを入手させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。2つ目です。

先ほど、松浦議員からも質問ありましたくにみ学園構想について、すみませんが、違う視点からご質問をさせていただきたいと思います。

改めて、皆さんご存じの平仮名のくにみ学園と漢字の国見学園、これは何が違うのかをお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

お質しの件につきましては、令和5年3月定例会の一般質問で佐藤定男議員からの質問に答弁したとおりでございますけれども、改めて答弁させていただきます。

まず、漢字の国見学園についてですが、平成26年12月にスタートした国見学園コミュニティ・スクールでは、国見町の教育ビジョンに基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校が町内にそれぞれ1つずつという特性を生かしまして、目指す子供像を共有し、アクティブプランをベースとした教育指導により、自ら学ぶ力、豊かな心、健康な体、郷土愛の育成に取り組んでいます。

これらの取組を行う藤田保育所、くにみ幼稚園、国見小学校、県北中学校を1つの集合体とみなしまして、漢字表記の国見学園と呼んでいるところでございます。一方、平仮名のくにみ学園、これについては昨年度策定に取り組みました基本構想におきまして、0歳から15歳までのつながりを持った教育環境、これを総体的に平仮名表記のくにみ学園と呼んでいたものでございます。

ただし、この平仮名表記のくにみ学園につきましては、6月28日に町長が表明したとおり、これまでの基本構想は中間報告をもって一区切りとすること、そして、この基本構想を基に次の整備計画の検討には進まない、こういったこととしました。今後は改めて仕切り直しをし、ゼロベースで広く町民皆様の声に耳を傾け、行政、保護者、町民、議会が一体となった新たな枠組みによる検討を進め、その内容は必要に応じて教育ビジョンや個別計画に反映することとします。そして、これを子育てと子供たちの学びの質を向上させる施策につなげていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 今出た国見学園コミュニティ・スクールという、これ小冊子ですよ。ここに4つの柱というのがあります。4つの柱、これ、今も漢字の国見学園というのは現在進行形で考えてよろしいのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えします。

今ほどの4つの柱の部分に取り組む部分につきましては、現在進行形でございませ

て、今後も継続していくものと考えてございます。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） では、改めてなんですけれども、これ平仮名と漢字は同じ理念ですよ。昨年、平仮名のくにみ学園という構想を始めていますけれども、なぜそのときに平成26年12月からやっている漢字の国見学園の話を、基本構想の1ページには載っているんですけれども、ちゃんと前に国見学園という漢字の、基本、この4つの柱はあった上で平仮名で出したんでしょうけれども、これ、要するに降って湧いた話ではなくて、前々からこういう漢字の国見学園、平成26年から、もう一つあるんですよね。国見町地域学校協働本部というのは、これ令和3年度の資料なんですけれども、これにも同じように保幼小中一貫で国見学園という名前を使っているんですね。前にこういうことをやっているんですが、これは学校関係者だけが共有していたことなんでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 今ほどの質問に対してお答えします。

学校関係者だけが理解をしていたのかといったところでございますけれども、これについては策定委員会等の中でも、この柱に基づいてどういった教育を進めていくか、それをどうやって深めていくかといったところを議論してきたつもりでございます。ただ、そういった部分が十分に町民の皆様、保護者、議員の皆様にも伝わっていないというところについては、少しこちらの打ち出し、説明、そういったものが不足してものと真摯に受け止めたいと思います。

ただ、こちらの漢字の国見学園、これにつきましては、今、協働本部事業の話もございましたけれども、例えがよろしいかどうか分かりませんが、理念に向けて走る国見学園という名の車の両輪だと思っております。1つは、国見コミュニティ・スクール、そしてもう一つは協働本部事業、この両輪をもってその理念に進む、そういったものと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 続けます。

(2)番になりますが、全戸配布で今の国見学園コミュニティ・スクールだよりというのが配布されています。これもしつこいようですけれども保幼小中一貫教育と、これ、平仮名のくにみ学園構想案の中にも載っていましたが、同じことが明記されていますけれども、今後この現在進行形の漢字の国見学園というのはどのように進めていくのかお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、漢字の国見学園コミュニティ・スクールでは、自ら学び、心豊かでたくましく、郷土を愛する国見の子の育成、これを基本理念といたしまして、アクティブプランをベースとした教育指導により、自ら学ぶ力、豊かな心、

健康な体、郷土愛といった4つの柱の育成に引き続き、これは取り組んでいく。今も現在進行形ですし、これからも取り組んでいくと、こういったところでございます。

具体的には、幼稚園と小学校の交流、小学校と中学校の交流、さらに中学校と幼稚園、保育所の子供たちとの触れ合い、さらに教職員で構成いたします教育研究会の中での話合いや交流に取り組んでいきたいと考えてございます。

また、地域全体での取組といたしまして、挨拶で笑顔の輪を広げようをキャッチフレーズといたします国見あいさつ運動に引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

これは、まずは私たち大人が元気に挨拶をするといったところから始まるものですので、私自身も意識を高めていきたいと思っておりますし、議員皆様にもご協力をいただければと思います。

なお、これらの取組や方針につきましては、保護者や地域の代表者、学識経験者、保幼小中の長などで構成、組織しますコミュニティ・スクール委員会といったものがございまして、この中で協議、検討をされているものでございます。国見町では平成26年にスタートいたしまして10年目を迎えております。これまでの取組の中でできたこと、できなかったこと、こういったことを分析し課題を洗い出し、この先の実践や計画につなげていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。午前中、町長からも答弁いただいておりますが、町長の提案理由説明にもありましたけれども、ゼロベースから議論という話がありました。町長の公約にもありました認定こども園、これは急ぎ検討すべきと思っておりますし、小中一貫校は将来の子供たちの教育の在り方とか、子育てしている保護者の方々とか現在の子供たちの話を聞いていただけると思うんですが、そういった時間で議論をできるかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

公約の認定こども園を先に設置してはいいのではないかとというご質問です。

これも今回、平仮名のくにみ学園基本構想の策定にあたっていろいろ議論をしてきて、中間報告的なところでその構想の案がまとまりましたので、そこから進めればいいのかと当初は考えておりましたけれども、そういった状況にはなくなってしまったということ。ですから仕切り直しをしてゼロベースからという話を行政報告でお話をいたしました。

ゼロベースからということですから、認定こども園だけをということではなくて、子どもと子育てのその施策、大きいその施策、国見で子育てをしたいと思ってもらえるようなそういった施策の目的をどうやったら実現できるかという個別の手段の一つとして、どういったものがあるのか、学校をつくるということだけではなくて、認定こども園だけをつくるということだけではなくて、もっと大きな子どもと子育ての施

策について、実際に、今、子育てをしている保護者の皆さんの意見を聞いてから判断をしたいなと思いました。

今、一番欠けているのが、もしかすると子育て世代からの直接の聞き取り、これが少ないのかなと思っていますので、それをベースに今後いろいろ検討を重ねていきたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 町長、ありがとうございます。ぜひ本当に今の子どもたちのことも考え、将来の子どもたちのことも考えて進めていっていただきたいと思います。

次の質問にいきます。

3番目、国見農業振興地域整備計画についてでございますが、まず（1）番目、この整備計画は令和7年3月までに10年後を見据えた事業の進捗の確認と伺っておりましたが、4月21日の議員懇談会の説明では、決定公告を行い見直し完了との報告を受けております。なぜこんなに急ぐのか、パブリックコメントありきではないですかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 5番蒲倉議員のご質問にお答えします。

初めに、産業振興課で策定を進めている計画が2つあります。国見農業振興地域整備計画と地域計画で、この2つは異なる計画になります。

まず、国見農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地をあらかじめ指定し、計画的な農業振興を図る計画となります。町は整備計画の見直しのため昨年4月に検討委員会を設置後、計3回にわたり協議、検討を進め、8月にパブリックコメント、今年2月に公告、縦覧、そして福島県との本協議が整った6月19日に町で決定公告を行い、策定が完了しました。

農業振興地域整備計画の見直しには特に期限等はありませんが、見直し期間中は農用地区域への編入、農用地区域からの除外、そして農用地区域の用途区分の変更などの受付、申請ができないことから、農地所有者等が不利益にならないよう短期間で見直し作業を完了させる必要がありました。

なお、お質しのあった令和7年3月までに策定が必要な計画については、農業振興地域整備計画のことでなく地域計画になります。こちらの地域計画については農業経営基盤強化促進法に基づき、令和7年3月までに町で策定することが法律で定められていますので、期限内の策定に向け、今後事務を進めていきます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） そういう急ぐ理由があったんですね。ありがとうございます。

あと、もう一つのほうの計画のほうも随時進捗についてはご報告お願いいたします。

次の質問ですが、農業を中心の支援等は理解ができますが、人口減少対策としての住宅整備、こちらは検討されていないのか伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町の基幹産業である農業の従事者を確保することは喫緊の課題です。町ではこれまで、くにみ農業ビジネス訓練所を核とした農業分野での移住・定住を進め、現在までに3組、家族を含めると10人が国見町に移住・定住し、農業を生業としています。さらに今年から地域おこし協力隊制度を活用し、モモを中心とした果樹で技術習得を目的とした研修生を受け入れ、将来の農業従事者を確保する予定となっています。

そこで課題になるのが、議員ご指摘の住居です。町で新たに住居を整備することも考えられますが、まずは空き家の活用を進めることが先だと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 続けてお答えいたします。

人口減少対策としての住居の整備の部分について、追加で答弁いたします。

人口減少を穏やかなものとし、移住・定住を推進するためには、住居を確保することは最重要課題と考えています。よって、町では子育て住宅の整備、町営住宅のリノベーションなどに取り組んでまいりました。今年度からさらに空き家改修補助金、住宅取得支援を町で新たに実施するために現在準備を進めております。また、遊休不動産の利用を促進するため、インキュベーション事業、町が保有する土地の利用なども取り組んでいるというような状況です。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。そういったことで住居整備のほうは別な形で考えていくという形によろしいですね、分かりました。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、10番小林聖治君。

小林聖治君。

（10番小林聖治君 登壇）

10番（小林聖治君） 令和5年第4回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

まず初めに、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税でせっかく寄附を集めても、返礼品の調達やその送料、決済手数料などで半分が経費として消えているとの話を聞きますが、その割合はどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 10番小林聖治議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税額に対する返礼品の金額ということでございますが、以前にマスコミ等でも大きな問題になりまして、かなりの還付率といえますか、ありましたけれども、2019年、令和元年ですけれども6月、総務省からの通達によりまして、仕入価格につきましては30%以内ということとされております。また、送料、決済手数料

等々の諸経費を含めても50%以内とすることとなっております。

我が町の状況でございますが、令和4年度の決算見込額ではございますが、寄附額につきましては約2億728万円の寄附額に対し諸経費総額が1億92万円となっております。割合について、およそ48.7%程度となっておりますので、基準内での運営を行っているということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 50%以内なら基準内という総務省の通達内容については、私個人としてはちょっと違和感がありますが、我が町の状況は分かりました。

では、次の質問に移ります。

我が町では、ふるさと納税による寄附件数の増加によって事務作業が膨らむだろうと予想されますが、業務全般を外部に委託するというようなことはあるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

現在、様々な地元産品について寄附をいただいておりますが、主流であるのがエアウィーヴ製品、そしてモモとなっております。この部分につきましては、大手数社のふるさと納税の専用サイトを利用しておりまして、その会社に委託をして返礼品の調達についても対応していただくということになっております。そして、返礼に係る事務については、ほぼ全て外部委託をされているということになりますから、町ではふるさと納税の収納事務、各委託先との契約事務、そして手数料の支払事務を行っているということで、件数にかかわらず定量の事務作業となっていることから、今後、金額が増えても事務作業が増えることは、要するに請求書の件数が増えるという形だけなので、ここについては問題ないものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） エアウィーヴの製品については工業製品でクレームはないものだと思いますけれども、モモについては、これ、傷みやすい果物でもあることから、モモの返礼品に対してクレームはあったことがあるのか、お尋ねします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

モモ、当然生ものでございます。年に数件、1、2件程度は、やはりこちらで検品はできませんので、委託業者に任せきりになっているんですが、納入先のほうでやはりそういったものが多少出る場合があります。その際には町と、あとは納入業者との調整をしながら再送するなどの対応をしているということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 年に数件であれば大分優秀なほうであると思います。やはり我が

町のモモは最高だということで私も思います。

それでは、次の質問に移ります。

町民の方々から我々議会も含めてご批判をいただいた企業版ふるさと納税により取得した高規格救急車についてであります。

高規格救急車については、私をはじめ議会としても苦渋の選択でありました。我々議会に対するその後の説明が不明確であり不誠実であると私は思っております。そこで、高規格救急車の譲渡の現況は、その後はどうなっているのか、いつ、どこに何台譲渡できたのか、お尋ねいたします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

高規格救急自動車の無償譲渡につきましては、先ほど蒲倉議員にも答弁したとおりでございますが、無償譲渡の法的根拠が整理つきましましたので、関係する市町村及び加えて日赤福島県支部、ウクライナ等への寄附、そのようなところでの寄附を今始めているというか、今、寄附の打診をしているというような状況でございます。

なお、無償譲渡につきましては、条例の規定により町の議会の議決が必要となるということなので、申し添えておきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 私も先ほど自分の席で課長の答弁を聞かせてもらいました。そこでちょっと質問なんです、これ、順番というか順序おかしくないですかね。というのは、我々議会が4月7日に動産取得を議決しました。そのときは、まだ無償譲渡の法的な部分の整理ができていなかったことになりませんか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

無償譲渡の法的根拠につきましては、前例とかがございましたので、その部分については問題はないのかなと考えていたところでございますが、なお、顧問弁護士及び総務省、関係するところに全て確認をしまして、整理をして間違いのないところまで高めまして進めていければなど考えまして、今回、照会等をさせていただいたというような中身になっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） その弁護士さんに相談されたのはいつ頃になりますかね。あと、これ、法的な根拠が整理されないまま議会に提案したというのは、これ、どういうことになりますかね。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

動産の取得については問題ないと理解しております。今回、法的根拠を整備したのは、無償譲渡について問題がないかというところで、関係省庁に確認をしたというところ

ころになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 先ほどの企画調整課長の答弁を聞いておまして、総務省に回答を求めました。回答が、直ちに地方財政法に抵触するとは考えにくいということは、やがては抵触することもあり得るということですかね、これ。総務省から回答があったということですが、この回答がちょっといいかげんな感じがするんですけども、この回答した相手先は総務省のどこの部署の方ですかね、消防庁ですかね。あるいは本省の何局の何課までで結構ですので、もし分かれば教えていただけますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、照会につきましては県の市町村財政課を通しまして、そこから総務省へということになっております。総務省の照会先については、すみません、私、承知していませんでした。県に問合せをして、県から総務省に、お話をさせていただいて回答を得たということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） そうすると、県に問合せしたのは何月何日、記憶ありますか。記憶なければ。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

記憶の範囲で大変申し訳ないんですけども、多分4月の下旬から、5月の初めぐらいだったかなと思っています。回答に時間がかかりまして、ご迷惑をかけたかなと思っています。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） もう一つ、これ答弁要りませんが、ウクライナへ寄附を想定しているというのはよいことなんでしょうけれども、これ、救急車両本体のみで果たして感謝されますかね。内装の医療機器とか、国とか日本赤十字社がそろえてくれるなら、それなりにこの救急車は現地で活躍できるのではないかと思うんですけども、これは答弁は要りません。

では、次の質問に移ります。

取得した救急車がいつまでも保管状況にあると、日々、車の価値が下がってしまうのではないかと思います。そのことについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

救急車については製造物ということになりますので、長期的に保管するというか、

長期的に置く部分については経年劣化して価値が下がるとは思います。速やかに無償譲渡の進めたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） これ、期限を明確にして進めないと、これ減価償却が終了して無価値となるのではないのでしょうか。ということは、町民の財産を毀損し続けているのと同じことではないかと思うんですが、もう一度、答弁願います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

製造物なので、先ほど長期的に置けばやはり経年劣化するということを答弁させていただきました。それで、速やかにももちろん無償譲渡するということになりますけれども、この車両につきましては一応新車ということで、まだ登録等にはなっていないということで、いわゆる車の市場原理的な査定とかそういう話になれば、今のところ、まだ新車の状態ということになります。やはり長期的に置けば経年劣化するというのは間違いないので、早く無償譲渡を行いまして、満足いただけるような結果になるように考えております。

商品価値が下がることによって、いわゆる町民の財産をという話ですが、2年とか3年とか、何年も置くことのないようにしたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） そこで、私は期限付のロードマップを作成したらいいのではないかなと思うんですが、その辺のこともどうでしょうか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

相手のある話でもありますので、なかなか難しいと思いますが、検討しながら進めていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） それでは、次の質問に移ります。

新型コロナ対策について。

5月8日から感染症法上の区別が2類から5類に変わりましたが、その後の感染状況の推移はどうなっているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

5類感染症に変わった後、新型コロナの感染発生動向の指標は定点医療機関からの報告数に基づくものとなりました。指標は定点医療機関当たりの1週間の感染者数です。なお、この定点医療機関は全国に約5,000か所、福島県は82か所となっており、公立藤田総合病院もその一つとなっております。

この定点報告の動向を見ますと、4月10日の週が全国で1.40人、福島県2.20人、5類感染症となった5月8日の週が全国2.63人、福島県3.15人、直近の6月19日の週で全国6.13人、福島県5.10人となっています。この指標から、福島県も含め全国的に感染者が増加傾向にあると見られます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 福島県内でも増加傾向にあるというのが分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

最近、もうワクチン接種はしないという声を聞くことが増えました、私の周りで。

現在の町民の接種状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

今行っているコロナワクチン接種は、令和5年春開始接種と呼ばれるものであり、対象者は65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等となっております。国見町における6月30日現在のこの接種済み者と予約済み者の合計は1,920人となっており、対象者の59.3%となっています。全戸人口に対する1、2回目の接種率が91.4%、3回目接種率が81.3%、4回目以降のオミクロン対応型ワクチンの接種率が74.8%となっており、回を重ねるごとに接種率は低くなっているのが現状です。現在の春開始接種は8月末までとなっています。

ワクチン接種は任意ですが、感染した際の重症化を和らげる効果もあるとされています。町ではワクチンの接種の効果についての呼びかけを行っていきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 町のほうでは、今どういった呼びかけをしているのか、お尋ねします。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

町としましては、対象者にちょうど接種券の発送が全て完了したところであり、これからまだ未接種の方を中心に接種の勧奨等を行っていきまして、8月末までには接種をできるだけ多くの人にさせていただきたいと考えているところであり、

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） それでは、最後の質問になりますが、新聞報道によると感染第9波が始まった可能性があるとのことですが、直近の身近なエリアでのデータではどのようになっておるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

身近なエリアとして、福島市を除く県北管内の感染状況について、さきに述べた定

点における指標によりますと、6月5日の週が3.56人、6月12の週が3.11人、6月19日の週が急増しまして8.11人となっています。県北地区を管轄する福島県県北保健所においても管内の感染者は増えてきているのは事実ですが、現時点ではどの程度増加するか読めない状況であり、国や県内の感染状況を注視していくとしております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 国見町に暮らす皆さんのために、迅速な対応をよろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 午後2時まで休議します。

（午後1時49分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後2時00分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 一般質問を続けます。

次に、3番佐藤 孝君。

佐藤 孝君。

（3番佐藤 孝君 登壇）

3番（佐藤 孝君） 通告に従いまして、高規格救急自動車開発事業に関して質問いたします。

本事業は、総務省から認可を受けた地域再生計画、加えて町の第6次振興計画のどこに位置づけられているのか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 3番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

地域再生計画3ページの守るプロジェクトの具体的な取組、地域医療連携の充実、防災・災害時の対策の充実の部分、及び第6次総合計画の54ページ、防災と災害時の対策の充実、56ページの消防・緊急態勢の充実の部分です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 第6次総合計画では、消防・救急体制の充実の項目にこう書かれています。医療機関との連携を強化することで救急業務の高度化を進めると。私も消防のOB、常備消防のOBの方とお話をさせていただきましたが、その結論は、救急患者の救命率を高める、これ救急事業の最大の願目でありますから、救命率を高めるの

は医療機関の受入体制の充実に尽きると、こう申しております。

例を言えば、国見・桑折の救急患者を福島市内に運ぶ、藤田病院が受入不可能な場合。大体2時間かかると言われております。しかし、藤田病院で受入れが可能ならば、半分程度の時間で済むと。つまり、病院機能の充実、これが何よりも優先すべきだと、こう申しております。

そう考えれば、総合計画に書かれている内容というのは、救急車の開発ではなくて、医療体制の確立が求められると、私はこう読むのですが、違いますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

救急業務の高度化とは、医療体制の充実・強化に加えて、それら高度医療に対応した総合的な救急業務の高度化を含むものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 地域再生計画にも町総合計画にも、救急車開発事業の一言も書かれておりません。企業からの寄附が分かった時点、この時点から突如この救急車開発事業が重点施策になったのではないかと、私はこう考えています。今思えば、最終的にワンテーブルが受注をして、ベルリングが下請けをすると。孫請、これが今、救急車のところですね、宇都宮。株式会社ネイチャー。ここが、この構図、筋書が、実はワンテーブルがこの時点から描いていたのではないかと、私はそう思っています。

企画のほうには前、示しましたが、こういうワンペーパーがあります。日本初、国見町発信、救急車両の研究を通じた特殊車両のサブスクリプション実証スキームの実証調査というワンペーパーがあるのです。これが実は今回の救急車開発事業のスキームが明確に詳細に書かれています。実は官民共創コンソーシアムを設立した去年の2月頃にワンテーブルが作成して町に提出した、違いますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

地域再生計画や町の振興計画は、町の取り組むべき目標や政策、施策をまとめた基本構想で、基本計画であり、具体的な事業、実施計画は、各年度の予算に計上するということになっております。

また、実証調査なるペーパーにつきましては、コンソーシアムの協議の中で数々の提案があった事業の一つとして、令和4年9月頃に示されたものではないかと記憶しております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） それは実際に課長が分からないわけです、いつ来たのだから。はっきり。

総合計画、確かに大きな方向性ですね、町の。ただ、先ほど何人かから同僚議員から質問ありましたが、0歳児から15歳までの保幼小中一貫校を目指したくみ学園

構想、これは昨年の9月に総合計画を書き直しました、修正しました。そして政策の具現化を図った。しかし、本事業、各年度の事業計画で予算化するなら、総合計画に具体的に書かれなくても構わないと、今そういう答弁でしたね。使い分けをしているのではないかと私は思っています。町の事業執行に一貫性がない、私はそう思いますが、お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この事業につきましては、当初、年度単位ということで終わるといような見込みを立てていたということもございまして、この計画上は実施計画ということになります。各年度の予算に計上し、審議会で審議していただいて執行すれば問題ないのかなと考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そもそも国見は単独の消防本部を持っていません。常備消防、伊達地方消防組合の構成町であります。残念ながら消防の分署もない。私の記憶にあるのは、当時から言われている、7分消防か8分消防かちょっと忘れましたが、そういう言葉があったのです。火災、救急が発生したら7分か8分で現場に着くと、これが常備消防、当時の大きな目標だったと私は記憶しています。つまり、常備消防に求めていたのは、消防職員の増員、要するにマンパワーの充実、あるいは増車だったわけで、救急車の開発などというのは想定されていない。それこそ、先ほど私申し上げたように、総合計画を修正して、そこに載せてからこの問題をやるべきだった。もう一度お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

振興計画の見直しについては、考えの中でこの事業につきましては、審議会とか議会に説明し、十分足りると考えていたところでございます。基本構想や基本計画までに変更を要するようなものではないと捉えていたところでございます。よって今回は変更を行わなかったということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） これもいずれまた議論させていただきます。

昨年の7月に、これは議会の懇談会か何か、私、議員やっていませんでしたから正確ではありませんが、議会で何か集まりがあったときに、今回12台の製造を下請したベルリング社の救急車を役場駐車場で見学しました。参加者、町長、大勝企画調整課長、阿部総務課長、ワンテーブルの島田さん、これ、間違いはないですか。あわせて、なぜベルリング社の救急車を見学したのか、その背景を教えてください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この高規格救急車の見学につきましては、企業セールス、デモンストレーションの一環ということで、議員お質しのとおりのメンバーで見学させていただいたところでございます。また、コンソーシアムの事務局であるワンテーブルよりベルリング社の救急車ということで紹介がございましたので、見学させていただいたという中身になっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 私が具体的に聞いているのは、なぜベルリング社の救急車だったかということなのです。今の答弁だと、ワンテーブルの紹介、加えて企業からのセールスがあったから見たと、こういうことに今、答えているわけです。そうすると、ほかの例えば業者の方からこういういいものがあるのだけれどもどうですか、そのときいちいち役所はそういうデモンストレーションに参加する、こういう理解でいいですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回のいわゆるデモンストレーションにつきましては、コンソーシアムの事務局であるワンテーブルより紹介がございましたので、救急車の見学をさせていただいたということになっています。

デモンストレーションの見学等につきましては、物によりますけれども、やはりちょっと見てみないと分からないというようなものがあつた場合については、見学ということは必要なのかなと考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 結局、ワンテーブルから言われたから見たと、こういうことですね。

昨年2月と7月、8月に企業版ふるさと納税で3社から4億3200万円の寄附がありました。寄附企業3社、今回事業で受注したワンテーブル、下請のベルリング、孫請の株式会社ネイチャーとは、会社法という連結決算対象企業ですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回、企業版ふるさと納税寄附企業に関係するものにつきましては、匿名を条件としてございますので、関連事項の回答については控えさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 住民説明会では、関連性を問われた答弁、回答で、関係ございませんと、こう全面否定しているわけです。今日の回答は、後退して、答えられないと。もう一度お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税をした企業とワンテーブルは資本的に関係ないと住民説明会で説明させていただきました。また、ベルリングとワンテーブルの資本関係についても

関係ないということで説明をさせていただいております。一方、ふるさと納税をした企業とベルリングの関係につきましては、匿名を条件といたしますので、説明はしていないというようなことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そうではないですね、聞いている範囲内では。住民説明会では、今回受注したワンテール、ベルリングと寄附企業との関係を聞かれているわけです。それは否定している。本来その場でも寄附金は匿名だから答えられません、そう答弁しなければならないのです。ところが、その時点では全面否定して、今回の私の質問では答えられない。おかしいのではないですか。

いずれ、これ3回目の質問だからもうこれ以上聞きません、地方自治法の百条委員会の設置、あるいは9月議会、12月議会でもたこの問題をやります。もしこれが連結決算対象だったと、これは仮定の話だから答えなくていいです。これ、虚偽答弁ですから。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

寄附企業が匿名だということははっきりしています。実は町民の疑問はそこにあって、関係あるのではないかと。その疑問を解くのはただ一つ、寄附企業に役場が話をして、実はこういうことが起こっていると、氏名を公表していただけませんかと、そのことを働きかけることも私は一つの役所の仕事だと思うのですが、それはどうですか。できませんか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

寄附企業が匿名を条件として寄附をしたということになっておりますので、今のところ公表を求めることは考えておりません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そもそも企業版ふるさと納税は、企業の社会的な貢献、それからイメージアップ、地方との連携。これ、公表することによって、大きなメリットがあるはずなのですね。税金が9割、損金処理とかそういう問題ではなくて、実はこっちにふるさと納税の基本があると言われております。事前のお話だと、公表を求めた場合に、企業側から寄附の返還、あるいは訴訟がある可能性があるかと、こういうお話を受けておりますが、話をする事さえできないと、こういう答弁でよろしいですか。話をする事でもできないのだよと、そういう答弁でいいですね。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今現在のところは公表を求めるようなことは考えていないということで、ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） これを見ていると、当然いらっしゃいますから、なんでなのかなという疑問が多分あると思うのです。

もう一つの大きな疑問は、実は12台の救急車の発注の問題に尽きるわけです。私もいろいろ調べさせていただきました。ほかの自治体での発注形態は、私が見る範囲、かなり見ました。ほぼ100%競争入札です。もちろん高規格救急車ですよ。100%競争入札。提案者を選定する今回の公募型プロポーザル、実は私、調べている中で、馴じまないなと感じていました。繰り返しますが、公募型プロポーザルは実施した自治体は見つけることができませんでした。公募型のプロポーザルをした理由。もう一つ、どこの自治体の実態としてあったのか、お聞かせください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回の事業につきましては、高規格救急自動車の機能をさらに充実させるための研究開発事業ということでございますので、企画提案型の公募型プロポーザルといたしました。このような事業は他自治体ではあまり事例がないと考えておりますので、実績の有無については確認はしておりません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 確認していないということですね。

一般論です。プロポーザル、これは提案内容はもちろんであります、事業実施の方針、それから製造体制、実績、地域貢献等々、これらを総合的に判断して発注すると、こう一応書かれています。そのほかにもあると思います。事業を受注したワンテールには、救急車の製造体制、事業実績、これは私はないと思っています。工場もないのだと思う。ゼリー工場もないという話なのですけれども、実際、コンサル会社ですから。この会社の提案を飲むと、認めるといいますか評価するにしても、プレゼンの時点で、製造が本当にできるのですかと、こういう疑問を持ったと思いますが、そのときの現状を教えてください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

プロポーザルの提案があった際には、いわゆる下請会社としてベルリング社と連携して行うというような話をいただいておりますので、その部分では製造と研究については問題はないのかなと捉えていたところでございます。

また、プロポーザルの選定方法につきましても、外部の方を招きまして実施したという状況でございますので、審査については厳正に行われたと考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 前段の私、役所に問い合わせた内容では、実は下請と申しますか協力会社は評価の対象外だと私は聞いているのです。提案内容だと、あくまで。製造体

制があるかないかというのは評価されないと、私はそう聞いています。その話と今の話、全く違いますから。

7月にベルリング社の救急車を役所で見学して、先ほど話あったとおり、ワンテーブルの島田さんも参加しているわけです。その当事者、救急車を造って持ってきたベルリング、紹介をしたワンテーブル、そこが受注したわけでしょう。私、冒頭申し上げたように、最初から決まっていたと考えれば、すごくつつまが合うのです。そうでなければ、わざわざプロポーザルにしている、全国を見ても、私が調べた範囲ではない。全部競争入札。非常に不自然だと私は思っております。町民の疑念、疑惑というのはそこにもあるのです。

そこで、研究開発事業と今お答えがありました、事業評価、研究事業ですから、事業評価の基準、到達目標というのがあると思うのです。お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

具体的な評価基準の数値目標につきましては、設定はしてございませんでした。消防組合から聞き取りを行った要望について、経費や期間、できるできないということをお慮しまして対応できるように、最大限対応できるようにということで考えておりました。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 結局、事業評価の基準もなかったと、こういうことですね、今の答弁は。

これも、先ほど申し上げたように、いずれ別の特別委員会なり議会で、また改めて仕切り直して議論させていただきたいと思っています。

もう一つは、公募から納車までのスケジュール、これは無理があったと私は思っています。昨年の9月議会の一般会計補正予算の審議でこの事業の質疑がありました。町長が質疑の最後に論点整理をしているのです。長いのでちょっと簡潔、もう時間もないので言いますけれども、コンソーシアムに関係する、コンソーシアムに参加している企業、13社、14社。関係する企業の1社からふるさと納税の申込があったと。その後、よそにない高規格の救急車を開発している防災関係の企業から、その寄附を原資にして活用させてほしいと、こういう申出があったと。こう町長が答弁しています。これ、議事録です。

そこで聞きますが、コンソーシアムに参加している企業のどの会社と寄附した会社に関係しているのか。これはワンテーブルですか。違うなら違うでいいのです。

もう一つ、福島県内で救急車を造っているという会社、これは石川町にある株式会社横浜モーターセールス、これですか。お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、コンソーシアムに関係する企業というのはワンテーブルではございません。

また、当時、活用を申し出た企業が、県内のどの市町村に工場を設け、企業名がどういふ企業名なのかということはその時点では把握はしておりませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） コンソーシアムに参加している14社のどこかも答えられないということですか、今ちょっと聞き漏らしましたけれども。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

コンソーシアムに関係する企業1社から申出があったというのは、この時点ではどの企業がとは把握しておりませんでした。また、企業というのも、コンソーシアムとは関係あると当時聞いていたのですけれども、石川町にある会社とはコンソーシアムは一切関係ないと把握しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） これ、議会の議事録ですから。そういうことをはっきり言っているわけですか。コンソーシアムに参加している企業と関連している会社から寄附の申出があったとはっきり言っているわけだから、どこですかと聞いているのです。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この時点で、昨年9月ということになりますので、いわゆる高規格救急自動車の研究開発事業が、まだこういうふうにとるかああいうふうにとるか全然決まっていない時期でございますので、事務局としていろんな情報を収集していたところで、町長のほうに正しい情報がちょっと行っていなかったかなとは考えているところでございます。ちょっと誤認があった部分はあるのかなと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 議論が深まらないので、いろんな思いを持ちながら、別の機会これをやりますから、また。

仕様書、ここにあるのですけれども、情報公開請求して。仕様書の中で業務内容の1ポツに、消防本部のヒアリングをして救急車の課題やニーズ調査を行うと。調査をしたのは今年の1月30日というのは私、知っています。ほかにいつ行ったのか、その事実関係を教えてほしいというのが1点。

それから、ワンテーブルから出された調査結果、これについても概要を教えてください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

ヒアリングにつきましては、令和5年1月30日と31日に実施しております。研究開発のヒアリングにつきましては、28項目の課題やニーズについて聞き取り調査

を行ったというようなことになっております。改善策やコメントを付け加えた内容ということになっております。その結果、4項目について機能強化しましょうというお話になったということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 4項目は後日、議会に提出してください。

もう一つ、機能強化をした救急車を販売する場合、今回は販売ではなくリースですが、行政の資格あるいは許可が必要だと私は思っていますが、仮に必要なだと町が調べた上で分かっているならば、ではどの段階、どの機関というのか、役所なのか受注者ワンテーブルなのか、それとリース、リース会社も分かっていた、当時。どこにリースするか。知っています。どの時点なのか。まずリース会社が分かっているならば教えてください、その時点でのリース会社です。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

高規格救急自動車のリース事業ということになりますけれども、リース事業については、令和5年に実施すればというような考えで当初から考えていたということになります。

具体的にどの企業にやらせるかというような提案というのは、ちょっと記憶が定かではないのですが、多分、今年の2月かそのぐらいに、こういう会社でやってもいいのではないですかということで提案があったのかなと記憶しています。

また、許可、免許が必要とかそういうことについては、全く承知しておりませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） ちょっとこれ通告していなかったのですが、今の2月段階というのは、それ、あれですか、リース会社というのは、頭文字だけ言いますけれども、頭のJですか。会社名はいいから。頭文字、J。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） その会社と理解しております。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 私、会社名、言いませんよ、分かっていますけれども。

実は私もちょっと勉強不足ではっきりしないのですが、販売の場合、救急車販売する場合は、平成16年の6月8日に厚生労働省の医薬食品局の3名の課長連名で、これは通達が出ているのです。これは後で読んでください。6月8日の厚労省の局長通達、医薬局の3課長連名の通達が出ていますから、これ、読んでください。これは事前に分かっていたか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） この局長の、連名による通達については把握しておりませ

んでした。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 販売にしてもリースにしても、医薬機器、それから医薬機器を備えて事業展開するならば、私は許可が必要だと思っています。これ、間違っていたらごめんなさいです。先ほど言ったように、私、勉強不足ですから。許可が必要であると私は思っています。実はここにも一つ問題があって、許可が必要か必要でないかも分からないで結局、事業の展開をしていたと、こういうことになりますけれども、そうですね。現状は。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

リースとかその部分について通達等は理解していませんでしたので、理解不足だったかなとは考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 4億円も使う大事業ですから、これはやっぱりしっかりとした調査が必要だったのではないかと。ワンテーブルに丸投げしたという答えは分かっていますから、そうすればしょうがないなとは思っているのですけれども、それが現状だったわけです。

仕様書について若干聞かせていただきたいと思います。私も大変失礼な言い方をするかもしれませんが、高規格救急車の製造に関して、これだけ詳しく専門的な仕様書を役所の人間が私できると思っていないのです、本当に申し訳ないけれども。思っていないです。仕様書はどこ部署で作成して、作成期間どの程度かかりましたか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

仕様書につきましては、担当部局、企画調整課で作成いたしまして、期間については約3か月程度だったかなというふうに記憶しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 住民説明会でもいろいろ参考にして作ったと、こういう回答、実際に広報にも載っていますから、多分そうだと思います。では、どこの自治体、団体の仕様書を参考にしたのか、お願いします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

インターネット検索で、全国の消防組合や高規格救急自動車を製作する業者の仕様書を多数閲覧しまして確認させていただきました。特定の自治体、企業というわけではなく、それらを組み合わせて作成させていただいたと、町の職員が作ったというこ

とでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 車の知識、まして特殊な車ですから、高度な知識を必要とする。救急車、これは人間の命がかかっているわけですから。その仕様書を作成するときに、今の答弁ですと、いろんな自治体の情報を集めて、言葉を平たくいえば、切り貼りして作ったということでしょう。簡単な話。今の話をそのまま受け止めれば。これだったら私びっくりですよ、本当。こんな大事な事業、人間の命がかかっている事業に、仕様書を作るときに切り貼りして作ったという今答弁なのですよ。

もちろん車にはいろんな特性がありますから、そんな簡単に素人が切り貼りしてできるわけがないのです。現実的に課長がおっしゃるように仮にそれが事実だとしたら、半分信用を置けないような、言葉は悪いけれども、仕様書ができた、こう捉えても仕方がない。これはまさに専門的な知識、知見を持っている方が助言、あるいは直接の指導がなければ、私はできないと思っているのです。これは町民の多くがそう思っているのですよ。改めて聞きます。仕様書の切り貼りをして作ったと、間違いありませんね。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

仕様書につきましては、各自治体や企業のものを取り寄せまして、切り貼りといいますか、資料を読み、確認しながら、町としていわゆる勉強をしながら作ったというのが、そういう過程で作成したというのが現状であります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 車の知識、救急車を造るのにそんな簡単に私はできると思っていない。これ以上言いません。もうこれは皆さん、聞いている方、分かっていますから。それで、もう1点だけ聞きます。宮城県の亘理町で高規格救急自動車事業を行って、同じようにプロポでやりました。ごめんなさい、これは随契でやりました。仕様書が6月頃だったと思うのですけれども、できて、これは亘理の広報で確認していますが、11月に多分納車があったと思うのです。亘理町の仕様書を参考にしましたか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 亘理町の仕様書につきましては、ワンテーブルのほうから情報提供がございましたので、その中に資料が含まれていたということで今確認させていただいたということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） ワンテーブルからもらった資料に入っていたということですか、今の。入っていたということ。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

仕様書につきましては、様々なところから取り寄せしております。また、ネットからも取り寄せしているということでございます。また、コンソーシアムの事務局だったワンテーブルからも情報交換という形で資料等の提供を受けておりました。その中に亘理町の部分も含まれていたということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） いや、これはびっくり、これは大問題です。亘理町は随契ですから。情報提供あったのですか。報道では、亘理町役場は国見町役場に情報提供していないと言っているのですよ。報道が正しければ。ということは、今あなたおっしゃったように、ワンテーブルかベルリングから仕様書を取り寄せたということなのですから、もう1回聞きます、これ、間違いないね。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

仕様書につきましては、様々なところから取り寄せしているということでございます。それで、その中に、ワンテーブルからも情報交換は、コンソーシアムの事務局ということになっていますので、そちらのほうから情報を交換させていただいた中に亘理町の仕様書も含まれていたということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 事前のやり取りとちょっと大分違った答弁になっているから、ちょっと通告書と順番違いますけれども、コンソーシアム事務局のワンテーブルとのやり取りをしていたと、こういうことですね。住民説明会の回答は、直接的な関与はしていないと、こういう説明なのです。今の答弁を聞くと、コンソーシアムの事務局はワンテーブルなのだから、直接やっているのではないですか、やり取り。だから、全然、住民説明会で言っているのと話が違うのです。私はその組立で今日質問持ってきたのだけれども、いや、今の答弁で、大分前進した答弁があったなと思って、逆にうれしく思っています。

つまり、ワンテーブルが主導してこの仕様書ができた、そういうことですね。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

仕様書につきましては、住民説明会では直接的にワンテーブルとは関与していないというような説明をさせていただきました。それで、官民コンソーシアム事務局のワンテーブルとは、事業を進めるために様々な情報交換をしていたというような中身になっております。情報交換というのは、例えば装備の名称、機能等について情報を確認しているということございまして、ワンテーブルから仕様書についてこうしろとかああしろとかという指示は一切受けていないと理解しております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 結果的にそういうことなのですよ、結果的にね。ワンテーブルと直接やっていないというのが住民説明会での答弁、回答。今は、直接ではなくて間接だと言っていました。では、間接というのはどうなっているのですかというのと、コンソーシアムの事務局、ワンテーブルなのだから、直接なのだから、まさに。そのことだけ取りあえず指摘しておきます。

実はこの次の質問も、他社を排除していない仕様書だったということで間違いのないという質問を私、考えていたのですが、もうやめます。同じような答弁しか出てこないでしょうから、やめます。

ワンテーブルとのやり取り、正確に言えばコンソーシアム事務局とのやり取りは、これは文書ですか電子媒体ですか、どちらですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

文書と電子媒体、両方行っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 文書及びモバイル媒体等、それから電磁的記録媒体等を使っていると。これは条例規則要綱ではそういう表現になっていますけれども、やり取りの公開、開示請求をすれば出ますね。それが一つ。もう一つ、国見町情報セキュリティ対策要綱に原則禁止されている個人の所有物は使われていませんか。これ二つお答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、いわゆるコンソーシアムの事務局のワンテーブルとのやり取りにつきまして、事務局であるワンテーブルの職員とやり取りしているということになりますので、個人所有のパソコンだったり携帯電話でやり取りはしていないということになります。

また、開示請求については、文書が残っているものについては開示請求できるのかなと考えていたところでございます。電子媒体についても、残っているものについては開示できるのかなと考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） もう一つ大きな疑問に、そもそも12台の救急車がこんな短い時間にできるのかという疑問をみんな持っているわけです。その前にあるのが、発注する側でなんでそんな短い期間を設定したのですか、誰か一人ぐらいできるわけないでしょうという疑義を申し立てるといふか、違うでしょうという人がいなかったのかという、私、疑問があるのです。起案から最終決裁まで、そういう話はなかったのですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回の12台の高規格救急自動車は既存の既製品の車両を使用しまして、内部の装備につきましては、先ほど答弁しましたが、最低限の装備を行っているということです。医療器具や外部の塗装は行っておりません。車両と内部の標準的な装備のみの研究開発だったため、決裁過程でもこのような説明をさせていただいたということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 救急車をオーダーで製造することになっています。希少金属が不足しているというのは、これはウクライナ情勢に関わらずずっと言われているわけです。ですから、個人で車を買おうとしてもなかなか希望どおり納車されないというのが現状です。普通はそういう情勢をみんな分かっているわけですから、どこの自治体、先ほど私が言った競争入札する自治体を見ても、1台2台でも1年かかっている、8か月とか9か月とか。そういう現状であるのに、これ何でこうなるかなと大きな疑問なのです。繰り返しになりますが、消防関係者、それから自動車の製造関係者にも話を聞くと、これは無理ですよと、普通。という回答なのです。これは一般的なのですけれども。

ここで聞きます。仕様書にある電動ストレッチャー、これ、消防関係者の話を聞くと、日本は体格が小さいからあまり必要がないのだと、こういう回答なのです。返事なのです。外国に行くとこういうのがいっぱいあるけれども、日本ではほとんどないという、私が調べたわけでもないから分かりませんが、そういう消防関係者の話なのです。実は今回のストレッチャー、これは仕様書を作ったのは役場なのですよね、あなたの答弁は。これは日本製を想定しているのか、海外製。日本にないという話だから、海外製を想定しているのですか。あわせて、ストレッチャーを入れるときに使うレール、これ一体なのですか、ばらばらですか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

電動ストレッチャーにつきましては、外国製ということで確認しております。また、レールにつきましては、一体型ということで確認しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そうすると、輸入するのに時間がかかるわけです。3か月、4か月で出せというほうが私は無理だと思っているのです、基本的に。だからさっき私、何回も言いますがけれども、最初からできている救急車あったのでないのとなるわけです。細かい話もっとあるのですけれども、時間もないので飛ばします。

それで、ここにアフター市場という業界誌、これ町民の方から頂きました。アフター市場。ここにベルリング社の実はコマーシャルというか現状報告が載っている。多分これ持っていると思うのですけれども。この中で書かれているのは、Cキャビンという救急車30台、これ高規格救急車。今年の3月まで、これ去年の9月ですから、

今年の3月まで30台製造すると、こういう記事が載っているのです。救急車はそもそもオーダーですから、30台、なんで造るのかなと私は疑問に思うのですが、これは会社のことだから、造っておいて何が悪いのですかということになります。これ以上は言いません。30台生産します、すると、こういう記事が、誰か彼かではなくて、自分たちが業界誌に載せているわけです。

そこで、私は改めて言いますが、ワンテーブル、ベルリングありきと考えれば、全てつじつまが合うのです。もう一つ言います。検査、仕様書で中間検査がないのですよね。竣工検査、納車したときの完成検査しかないのですよ。私、先ほど何十か所も調べた結果、仕様書に中間検査をしているというのが全部なのです。全部、中間検査あるのです。なんで国見町だけ中間検査がないのかという疑問です。お答えください。あと、誰が検査したのかもお答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

中間検査については、他自治体のものについては把握はしていなかったのですけれども、既存の車両を改造しているということもございまして、完成時に主要部材など内部に隠ぺいされて確認できなくなるような仕様ではないと考えましたので、中間検査については実施しないということになっております。完成検査は、宇都宮工場で企画調整課長の私と担当職員の2名で実施いたしました。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 先ほどからやり取りして分かっているように、仕様書は役所が責任を持って作ったと言っているのでしょうか。なんでここだけ漏れているわけ。あんな細かい詳しい車体のいろんなことは書かれているのだけれども、検査だけはほかのは見ませんでしたという今の答弁。

それで、既製品を使っているから材料検査もなし、中間検査もなしという今の答弁です。これは常識では考えられないです。仕様書に工程表、これ出ていますよね、役所に。工程表。工程表に基づいた写真はありますね。それは提出できますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、いろいろ中間検査の部分についてでございますけれども、通常ですと、車両が確保された段階で1回目の中間検査を行う、写真で行うということで、あと2回目につきましては、医療器具の検査と伺っておりましたので、今回、医療器具の搭載等もないということございましたので、やらなかった部分もございます。

工程表につきましては、簡易の工程表については提出いただいておりますが、写真等の提出についてはなかった、ないということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） まあちょっと答弁になっていない答弁ですが、これ以上言ってもし

ようがないので、これも改めて別な機会にやります。

4億3000万円の寄附があって、今日まで様々なことが起きました、起きています。国見町のイメージが大きくダウンして、信用が失墜していると。役所、役場への信頼が損なわれている、これは事実だと思っています。この問題、この事業に関わらず、先ほどくにみ学園でいろいろやり取りしましたけれども、役所で言っていることが信用できないという町民が結構いるのです、やっぱり。だから、行政が信用なくなったら、何を言ってももう信用されないのですよ。そういう意味では、この間の事業のつまずきというのは私は大きいものだと。

まして、この事業のセールスポイントは、国見町で新しい産業をつくり出すことだと。町のイメージアップを図ることだと、これは最大のポイントだと繰り返し言っているのです、町は。私言ったのではないです、町でそう言っているのだから。しかし、現状は全くの逆です。言葉は悪いけれども、4億3000万円が無駄に使われたと。まして不透明な経過をたどっていると。これは国見の町民であれば多くの方がそう思っていると私は思っています。

ふるさと納税が原資だから、町の腹は痛んでいないという話を私は聞くのです。町が説明したと私思っているのですけれども、そういうことは言っていないか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

住民説明会の会議録等を確認しましたが、町の腹が痛んでいないというような発言はしていないと考えております。本事業は指定寄附の用途に沿って事業を行ったということで説明させていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そういう事実であれば、私の聞き間違いでありますから、その点については訂正させていただきたいと思っております。

町に入ってくるお金、これは個人個人に入るわけではなくて、町という一つの組織に入る。国見町があるから入ってくるわけです。その入ってくるお金が国のお金だろうが県の補助金だろうが、固定資産税だろうが何だろうが、これは全て公金ですよ。国見町町民8,300名全員の財産なわけですよ。そのことを改めて認識を強めていただきたい、こう思います。

時間もないので、ちょっと飛ばします。

国見町とワンテーブルの付き合いは多分5年ぐらいだと思うのです。昨年から今年にかけてこの不祥事疑惑の渦中であって、町の職員がワンテーブルと特別な関係、不適切な関係、具体的に接待を受けたりとか、ないと私は信じていますが、町職員倫理規則に抵触するようなそういうお付き合いがなかったか、聞き取り調査をしたのか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 人事担当から申し上げますが、それぞれ確認させていただいて

おりますが、そのような事実はなかったとの報告を受けております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） それは事前に担当課と話をさせていただいて、会費制であったという話は聞いていました。会費制ですから、それは個人のお付き合いで。私はそれはそれではないなと思っているのです。ただ、関係部局、くにみ学園も含めて、教育委員会部局、企画、確認しました。教育委員会部局、誘いもなかったと。会費制の。企画調整課、誘いはあったけれども断ったと。では、どこと会費制でやったのですか。どこの課がワンテーブルと、どこの部局とそういう会費制の飲食があったのですか。法的に触れていないから答えられないといえばそれまでなのですが。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） すみません、いつの話かよく分からないのですが……ないですね。ございません。会費であったのは、防災関係の各民間企業が集まって、文化センターで事業を行ったときに、その打ち上げではないですけれども、意見交換会ということで、その会社の全員と参加者で任意の方々が集まってやったことはあります。これは令和2年の2月。去年今年はないですね。当時は倫理規則がまだ整備前だったのですが、基本的に、ごちそうになるとかそういったことについては、総務課からもそういったことはないようにと言っていますので、そんなことはないと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 去年から今年にかけてはないということですから、それを信じたいと思います。また、一部の方がお誘いがあったという事実があることだけは申し上げておきたいと思います。

いずれにしても、この種の問題、先ほど宍戸議員からもありましたが、福島県でも不祥事があって、非常にデリケートな問題ですから、ぜひそのことだけは私も信じていきたいと思っています。

時間もないので、最後になると思います。官民コンソーシアム事業の発足のときに、去年の3月に町長が立派な文章、これ、ホームページにも載っていますけれども、あるのです。これは時間がないので細かく言いません。そこの一番最初のところに、官民コンソーシアムを通じて一緒にこの事業を楽しみましょうと呼びかけているのです。誰に呼びかけて、何を楽しもうとして、実際、何を楽しんだのか、具体的にお答えください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず一つ目の質問ですが、呼びかけた相手、これはコンソーシアムに参画した企業です。

二つ目の質問、楽しもうとしたことというのは、国見町の新たなまちづくりを通し

て、国見町民の福祉向上、これを進めて、達成を町民と一緒に楽しみたいと思ったことです。職員の頃から1日の3分の1以上を業務に費やしている自分自身を含めた職員の達成感、これを上げることが大事だと思っていましたし、業務に携わっている者が業務を通して福祉、町民のために働いているという達成感、そういったことを実現したり、あるいは実感したりすること、こういったことができる住民福祉の向上、先ほども申し上げましたけれども達成感、こういったことや、あとは自分自身の生きがい、職員としての生きがいや幸せ感、これがなければ、受益者である住民福祉を享受する町民の幸福度は上がらないと思っていました。職員が嫌々、あるいはしぶしぶ行っている業務では、町民の幸福度であったり町民の福祉向上、これが図られないと思っていたからです。

三つ目の質問、何を楽しんだのかということですが、今のところこの事業での達成感、楽しみ感というものはございません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そういうことですね。楽しむどころか、みんな悲しんでいますよ、本当に。

最後に総務課長にお尋ねします。ワンテーブルの指名停止についてひとつお答えください。それから、繰り返し町で言っていますが、ワンテーブルとはもう二度と付き合わない、こういうことなのですかけれども、それはワンテーブルという会社のことですか、島田さん、どちらですか。二つお答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

まず、ワンテーブルという会社、ご存じのとおり、町では入札参加者資格者名簿というのがございます。これは、一般的には工事、あとは工事関係業務委託が主体となっていることになりますから、通常のコンサルタントとか物品納入であるとか、そういったものについては任意でありますので、登録する義務はございません。ですので、ワンテーブルについてはもともとその名簿に載っていない会社ということになります。したがって、指名停止にしようがない、できないものと考えているところでございます。

そして、ワンテーブルとの付き合いということですが、ワンテーブルという会社自体が悪いのかどうなのかという判断もございます。島田という社長が、前社長ですか、そういった発言をしてこういった形になったということではありますが、その島田さんが辞められたということであって、ワンテーブルという会社自体はまだある、防災ゼリーは多分作ってはいらっしゃるのだらうと思います。必要とあらば、販売するのであれば、そういったことが必要なのかどうなのか、それは担当部局のほうで検討させていただきますが、現時点ではそういった深い付き合いになるようなことは毛頭考えていないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 分かりました。

それで、もう質問はしません。今回の質問をする上で、町の資料をホームページで拾ったのです。残念ながら今回事業の公募型プロポーザルの仕様書を含めた内容が見られないと。私、情報公開請求したのです。それから、官民共創コンソーシアムについても、既に資料、関連するものを含めて、全然見られない。今、私が言った、町長と一緒に楽しみましょうと呼びかけたメッセージのペーパーすら見つけれられない。内容を教えてほしいとお願いすると、情報公開請求しろと。決算審査も終わっていない、これまで閲覧、見られていたものが見られない、ましてこれだけ行政を混乱させておいて、その事業を町民自らが検証する作業すらできない。これでは、言い換えれば、臭い物に蓋をする、こういう行為そのものだと私は思っています。ある意味、今までの疑念、疑問を増長する行為だと、私はそう思っています。

政治は結果責任です。この事業しかり、国見学園構想の凍結しかり、町政を混乱に陥れて、行政の信用を失墜させる、職員のモチベーションを下げる、この責任は計り知れないです。町長をはじめ、役場全体がこの事業にかかる町民の疑問、疑念に真摯に答えていく、そのことを改めて申し上げたいし、今後、百条委員会、あるいは別の議会の場でこの疑念、疑問をしっかりと追及していく、このことを先に申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（佐藤定男君） これで一般質問を終わります。

以上で本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（佐藤定男君） 町長より挨拶があります。

町長、挨拶。

町長（引地 真君） 令和5年第4回国見町議会定例会の閉会にあたり、挨拶いたします。

提案した議案は、格別のご理解により、原案のとおり議決いただいたことに感謝いたします。また、議案審議の過程において出された意見等についても、執行部と議会、しっかりと心にとどめ、それぞれの責任において熟慮熟考し対応すべきものと思料いたします。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、ご協力をいただくよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（佐藤定男君） これをもちまして本日の会議を閉じます。

令和5年第4回国見町議会定例会を閉会いたします。

（午後3時04分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月7日

国見町議会 議長 佐藤 定 男

同 臨時議長 松 浦 常 雄

同 署名議員 佐 藤 多真恵

同 署名議員 菊 地 勝 芳